

第447回（定例）福崎町議会会議録

平成24年12月18日（火）

午前9時30分 開 会

1. 平成24年12月18日、第447回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 15名

2番	牛尾雅一	10番	釜坂道弘
3番	石野光市	11番	東森修一（早退）
4番	小林博	12番	富田昭市
5番	志水正幸	13番	城谷英之
6番	福永繁一	14番	吉識定和
7番	前川裕量	15番	高井國年（早退）
8番	難波靖通	16番	松岡秀人
9番	宮内富夫		

1. 欠席議員 1名

1番 北山孝彦

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 志水利雄 主 査 吉識功二

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋田正義	副 町 長	橋本省三
教 育 長	高寄十郎	技 監	西川尚浩
民生参事兼健康福祉課長	牛尾敏博	総 務 課 長	尾崎吉晴
企画財政課長	福永聡	税 務 課 長	中塚保彦
会計管理者	高松伸一	住民生活課長補佐	成田邦造
まちづくり課長	豊國明仁	産 業 課 長	近藤博之
下水道課長	井上茂樹	水 道 課 長	長澤茂弘
社会教育課長	山下健介	学 校 教 育 課 長	山本欽也

1. 議事日程

第 1 総括質疑

第 2 委員長報告・質疑

第 3 討論・採決

第 4 閉会中の所管事務調査申出

第 5 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 総括質疑

日程第 2 委員長報告・質疑

日程第 3 討論・採決

日程追加 動議

日程第 4 閉会中の所管事務調査申出

## 日程第 5 一般質問

### 1. 開会及び開議

- 議 長 皆さん、おはようございます。
- ただいまの出席議員数は15名でございます。
- 定足数に達しております。よって、本日の会議を開きます。
- なお、本日の議会に北山議員から欠席という届けが出ておりますので、報告しておきます。
- そしてまた、後方には区長様方、早朝より多数傍聴にいただき、まことにありがとうございます。
- それでは、付託をしておりました全ての案件につきましては、それぞれの委員会での審議が終わり、その審査結果が議長宛てに報告されております。
- よって、報告のありました案件を本日の会議の議題といたします。

### 日程第1 総括質疑

- 議 長 それでは日程により、本定例会に上程されました議案について、総括質疑を受けてまいります。
- 議案番号及び関係する資料名、ページ数等をお示しの上、ご質疑をいただきますようお願い申し上げます。
- それでは、ご質疑がございましたらよろしくお願いをいたします。
- 2 番 議案第67号、平成24年度福崎町一般会計補正予算（第5号）について、お尋ねいたします。
- もちむぎ食品センター再建貸付金の元金返済分の600万円を減額補正することに関してお尋ねいたします。
- この件に関しましては、10日の本会議でいろんな質疑がなされました。もちむぎ生産組合の方々や町職員が町内外のイベントに参加し、もちむぎ麵などのPRに頑張っておられますけれども、23期の決算におきましても、厳しい経営状態が続いていますが、株式会社もちむぎ食品センター代表取締役社長としての抜本的な経営改善策はあるのか、お尋ねいたします。
- 町 長 抜本的な経営改善というのは、一つは私が先頭に立って頑張るということであり、二つ目には職員がその意を受けて集中して頑張るということであります。
- 本年度――去年度は3.11を受けまして、大きな被害を出しました。それを克服すべくことし頑張ったわけでありまして、その改善の方策は約720万円ほどでありまして、本年度も約500万弱の赤字を出したというところでございます。
- 本年度は、兵庫県のブランド商品として5品目が認められ、健康食品として日経ヘルス等にも取り上げてもらえるようになりまして、やや全国的な、通信販売と言うんでしょうか、そういうのも回復してきているということでもあります。しかし、まだ赤字から克服するというにはできておりませんでした。
- しかし来年度は必ず――今年度ですか、今年度においてはそれは解消できるものと、そのように確信をして運営に当たっているところでございます。
- 2 番 今、町長から答弁いただきましたけれども、頑張っ――社員の方々、すべての方に頑張っ今までもいただいておりますけれども、住民の方々にも納得していただけるような戦略というんですか、ある程度そういうふうなことを、また

ぜひ改善策を検討して、取り組んでいただいて、ぜひ黒字というんですか、経営が改善されるよう、要望したいと、お願いしたいと思います。以上です。

議 長 他にございませんか。  
1 1 番 発議第6号の、福崎町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、私のところの支持者の方々から「18名がよかったのではないか」とか、「16名でよかったのではないか」とか、「今回の14名は議員として評価する」という声があったり、「ちまちまちまちな削るようなまねをせずに、10人ぐらいにして、報酬を倍にして、ずっと町のほうに詰めておいたらええ」と、そういうような意見がございました。

数を14というのがもう賛成多数ということではありますが、「いっぺんに10人ぐらいに減らして報酬を倍に」というような意見がございました。こういう意見を発議者の方はどう思われますか。

1 5 番 それも議員として、やはり支持者・支援者のお言葉というのは大事にしなければならぬ。そしてまた住民の声も大事にしなければならぬ。そのような中で、それぞれの議員がそれぞれの支持者・支援者を含む住民の声を踏まえて、今回提出させていただきました。そして、全議員協議会を3回し、また今定例議会においては特別委員会を設置していただきまして、協議の結果、今回は14人ということで進めていっていただくような形でお世話になろうと思っておりますので、今回はこれを含めてお世話になりたいと。

また将来、話し合いの中にもありましたように、やはり環境を踏まえながら、議員の数、そしてまたそれに対する報酬——これはビジョンを含めての考えた先になろうと思っておりますので、それは先の課題になると思っておりますので、お含みいただきたい。以上です。

議 長 ほかにございませんか。

8 番 もちむぎの決算報告について、少しお尋ねをしたいと思います。

23期を終えたわけではありますが、大人になったと。大体二十歳が成人でございまして、23年ということになりますと大学も卒業して、立派な社会人になったと。こういうことが言えるのではないかなと思っております。

そういった中で、この23年間の間で利益が何年出ておるのか。今回も500万ほどの赤字やということで、先ほど町長——社長である嶋田社長から報告がございましたけれども、その点について、お答えをいただきたいと思っております。

産 業 課 長 23年間の決算につきまして、ちょっと全体の資料が手元にございませぬ。直近で、13期から申し上げますと、赤字が6期でございまして。13期から23期の11期のうち、営業利益が赤字の年が1回、2回、3——この2期も含めて6回でございまして。

8 番 今回もいろいろともちむぎの決算について質疑があったわけではありますが、今回の——町との貸借関係ですね。これは前にも申し上げましたように、町長と副町長の間で貸し付けの契約がなされております。前にも申し上げましたが再度、その印鑑の重みを十分反省をしていただいて、副町長として回収にどれほど努力されたのか。また社長として、嶋田町長はどれほどこの返済に対して努力をされたのか。その点についてお尋ねをしたいと思います。

副 町 長 本会議2日目に質疑をいただきまして、それら、後に町長と話し合いをしております。この食品センターからは「返済分について3年間延長してほしい」という申し入れでありましたですけれども、この24期に対する返済分は、これらに対応していきましょうと。後、24期計画、25期計画、また26期計画につきましては、もちむぎ食品センターにおける財政収支見通しを立てながらという考

え方と、それから、もちむぎ食品センターにおける再度における財政収支における検討委員会等を設けましょうと、こういうような形の中で町長と話をさせていただいております。

当然、それ以外にも辻川界限における景観形成。こういったものに対する部分で、町で対応できるものは対応していきましようという話し合いのもとに、財政収支をもう少し検討を加えていただきたいと。また、職員の営業努力——汗をかってほしいといったような申し入れもさせていただいているところでもあります。

いずれにいたしましても、一番大株主である町、商工会、JAを初めとして、これら経営に当たる形の中で、そういうノウハウを持っておられる方も含めながら、検討委員会を設けながら、この24期——来年の8月の決算を見据えた上での検討を加えていきたいというように思っております。

町 長 当然町から派遣をされ、そして取締役会で論議をされ、その結果、私が社長ということになっているわけでありますから、その責任は極めて大きいものであります。

しかし、今回、赤字経営ということになっておりますから、町で補正案で減額するのか、それとも、取締役会で銀行からさらに借金を重ねて、もちむぎ食品センターが借りて町へ返すのか、そのどちらかの方法を取らざるを得ないということになるわけであります。

したがいまして、私といたしましては、町に返すためにもちむぎ食品センターが銀行から借りて返すということになりますと、また新たな利子を考えなければなりません。そういった意味で、多方面から検討をいたしまして、もちむぎ食品センターとしては、何とか猶予を町にしてもらえらという方向で町にお願いをし、これを今回の補正予算となったわけでございます。

どちらのほうにも私は責任を持っているわけでありますから、町民の皆さんには大変申しわけないということでありまして、24期においては必ず赤字を克服して黒字に転換させなければならないという気持ちでいっぱいであります。

ただ、この会社は単にこの問題だけで処理できるかといいますと、私が町長にそもそもなったというのも、もちむぎ食品センターがきっかけでありますし、その後一貫してもちむぎ食品センターの会計を見てまいりまして、3億7,800万という大きな使途不明金があって、この解決策をどうするのかということを経済会にも一々相談をさせていただきながら、今日まで歩んで来たわけであります。私の責任は決して軽いものではありませんけれども、その責任を感じれば感ずるほど、今回の補正予算の計上こそが最善ではないかという思いから出させていただいたわけでありまして、24期は必ず黒字にさせなければならないという決意を持っているわけでございます。

8 番 今、出資比率が福崎町が51%ですか。後の大きな出資者——商工会とJAですか。そこに対するアプローチは今回はあったのかなかったのか。お尋ねしたいと思います。

町 長 アプローチというよりも、この問題で具体的にJAから、商工会からお金を出してほしいという話は、直接持って行ってはおりません。しかし、取締役会の中には商工会、JA、どちらも代表の方が参加しておられまして、これは役員会で真剣に検討をした結果、このような結論に達して、町に申し入れをさせていただいたという経緯がございます。

8 番 それじゃ少し小さなことになるとは思いますが、一つ一つの改善がなければ、利益は出てこないと、こういったことも思うわけであります。

もちむぎ食品センターの、議会事務局の備付の資料を見ますと、28ページ・

29ページに組織表がございます。これを見ますと、23期は役員が2名。24期は役員がおられません。この組織表で、常駐の役員がいないと。こういうことではないかなと思うんですが、こういった組織の中で、誰が責任持って事業を行っておられるのか。非常に疑問に思うわけです。こういった状況の中であって、今、社長・町長であられる嶋田町長が言われましたが、頑張る頑張るだけではとても利益というようなものは出てこないと思うんです。組織もきっちりできていないようなもちむぎ食品センターで、果たして経営がうまくいくのかなというように思います。

ここで見ますと、取締役事業部長が1名おられますね。これは役員扱いにせずに、事業部長だと。執行役員になるんですかね。そういった状況の中であって、後は、この取締役会の中には11名――監査役2名を含めて11名の役員名簿がございます。これはほとんど社外取締役ですね。実際の日常業務で責任を持って業務を進めておられる役員さんはおられないということですね。

社長である嶋田町長も、社長であります。さきのお聞きをしますと、週に1回ぐらいはもちむぎに行って業務をされておるようにお聞きをいたしました。そういったことで、果たしてもちむぎ食品センターがうまく回るのかなと思います。その点について、お聞きをしたいと思います。

町長 どの名簿をもって質問をされているのかよくわかりませんが、常勤の職員で取締役会にちゃんと入っているはずなんでありますが、どの名簿を見てくださいというのでしょうか。

8番 議会事務局備付資料、23期株式会社もちむぎ食品センター決算報告に係る資料です。これの29ページです。28ページの23期には、役員が2名と記載をされています。わかりますね。24期については役員がいないと。記載をされていない。記載ミスなのか、意識してこういうふうにされておられるのか、お尋ねします。

産業課長 これは表記をちょっと変更しているところがございます。28ページは23期の名簿でございます。この中で申し上げましても、取締役の事業部長でございます。29ページ――24期につきましても、取締役事業部長が役員でございます。昨年度の資料と若干、記載の方法を変更しているかもしれませんが、あくまで役員として、取締役事業部長を配置しております。

8番 自分の名前が書かれるのと書かれないのでは、やはりその人については、やる気が起きるか起きないか、取締役としてやろうという気なのか、事業部長としてやる気なのか、その辺がやっぱり士気にかかわる問題だと思いますね。「社長がおられないからあなた、取締役のここの最高責任者ですよ」と、「責任もってやってくださいよ」というような意識づけをやはりきちっとしないと、誰が責任者かわからないというようなこのような組織では、経営はうまくいかないと思います。

町長 どの名簿で言っておられるのかよくわかりませんが、香山知明取締役事業部長というふうにはきちっと書いてあると私は確信をしておるわけでありまして。

8番 この左の上にね、あるでしょ、これ。「もちむぎのやかた従業員数」というところに、役員2名、正社員云々と。で、24期については役員がおられないんですよ。正社員、パート、アルバイトだけです。

産業課長 あくまで24期におきましては、正社員の1名が取締役事業部長であります。  
8番 小さなことなんですけどね、そういったことをきちっと従業員に対してもやっていくということが、やはり必要ではないかなというふうに思います。

それと、少し—もう少し小さいこともお聞きをしたいんですが、ライブですね。ライブを今、年間何回かやられていますね。あれについては、収支はどのような状況になっておるんですか。

産業課長 ディナーショー等につきまして年3回ほどやっておりますが、詳細の数値は持ち合わせておりませんが、それぞれ黒字でございます。

8番 それと今回、17時で業務を—レストランはやめるということをお聞きしたんですが、「レストランが晩は赤字だからやめようかな」。こういう思いで多分やられたんではないかなと思うんですが、やはり夜の赤字の部分を解消しようというような経営戦略なり、そういったことはきちっと話し合いされた後に、5時以降をやめられたのかどうか、お尋ねしたいと思います。

産業課長 もちむぎのやかたのレストランの夜間につきましては、飲酒運転の規制が非常に厳しくなったころから非常に少なくなってきております。これは、もちむぎのやかたのみならず、一般の飲食店でもそういった傾向は出てきておると思うんですけれども、その後、例えばマイクロバスによります送迎をしてはどうかというような検討もいたしましたけれども、果たして費用対効果も考えてどうかというところで、実施には至っておりません。

その後につきましては、先ほどちょっとご質問がございましたように、例えばディナーショーを開催したりということで、できる限り集客の手だてはとってきたものでございますけれども、平日それぞれに見ますと、やはり非常に利用が少ないということで、思い切って閉めて経費を節減するほうが、全体と見ては収支が上がるのではないかという判断で取り組むものでございます。

また、今後につきましては、レストラン—5時に閉めますけれども、予約は逆に取ってまいりますので、予約の面では今まで以上にPRができるのではないかと考えております。そういったところでも営業努力はしていきたいと考えております。

8番 もち麦の特産品ということは、これは大切なことだと思います。その上に、やはり町としても支援をしている事業でございまして、経営が「まあまあだ」と。「黒字にならなくても大体とんとんだなあ」と。「これぐらいの赤字なら許されるなあ」というぐらいのところまで経営戦術や経営戦略を立てていただいて、そして頑張っていただきたいと、このように思います。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、以上で総括質疑を終結いたします。

## 日程第2 委員長報告・質疑

議長 次の日程は、委員長報告及びこれに対する質疑であります。

12月10日の本会議2日目において、20件の案件がそれぞれの委員会に付託されて慎重審議がなされ、それぞれの結論を得て議長宛てに審査報告書が提出されております。

これから、各委員長からその審査報告をしていただき、質疑を受けてまいります。

それでは、審査をお願いした順によりしくお願いをいたします。

まず、総務文教常任委員会からの報告でございます。

事務局から朗読いたします。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに委員長から補足説明を求めます。

東森総務文教 失礼します。総務文教常任委員会から報告いたします。

常任委員長 付託案件、報告第11号、議案第66号、67号、74号。計4件について、慎重審議いたしました。

審査の結果は事務局朗読のように、報告第11号は原案のとおり全員賛成で承認することになりました。議案第66号は全員賛成、67号は賛成多数、74号は全員賛成で原案のとおり可決することになりました。

平成24年12月10日、議会本会議において付託された案件につき、12月11日、役場第1委員会室に委員会を招集し、町長、副町長、教育長、会計管理者、各担当課長の出席を求めて、慎重に審査をいたしました。

報告第11号、専決処分の承認を求めることについて、「選挙準備や期日前投票の対応などで長時間勤務になっているが、選挙の翌日の勤務態勢はどうなっているか。また、体調を崩した職員はいるのか」との問いに、「選挙の翌日は通常勤務で、体調を崩した職員がいるということは聞いていない」とのことでした。

立会人の報酬について問いがあり、「期日前投票は公募で募集した立会人を2名ずつ配置しています。毎日違う方です。報酬は1日1万8000円です。16日の投票日は各投票所3名ずつ配置します」とのことでした。

議案第66号、福崎町学童保育園設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例については、「受け入れの人数の予測はどれぐらいか」との問いに、「本年度、新たに田原小学校区・八千種小学校区の対象者にアンケートを実施。現在40人の利用の回答があった」とのことでした。

議案第67号、平成24年度福崎町一般会計補正予算（第5号）について、その中のもの「生活保護者の人工透析の財源はどうか」との問いに、「国庫分は2分の1で230万円。県費分4分の1、115万円となっている」とのことでした。

「住民参画型の森林整備補助は」との問いに、「県補助事業の住民参画型森林整備事業が、「福崎自然塾」のような住民による任意の団体の活動が対象になる。兵庫みどり公社の里山再生事業は、西大貫に直接事業取り組みの依頼があったもので、町の予算を経由する必要があるため補正する」とのことでした。

「もちむぎ食品センターの600万円の元利償還金。平成20年12月の補正で、1億1,600万円の貸し付けのときは修正動議や附帯決議も出た。今回、返せないということで非常に残念である。指定管理者を変更するなどの考えはあるのか」との問いに、「そのような考えは持っていない。計画に基づき頑張りたい」とのことでした。また、「相手が町だからであって、一般企業ならとつくに倒産している。返済を延ばしても、毎年12月に同じ話をしなくてはならない。いっそ、平成20年に貸し付けではなく拋出しておけばよかったのではないか」との問いに、「他の出資団体もあり、町だけが拋出するわけにはいかなかった。特産品として 育ててきたものを失いたくないとの思いが強い」とのことでした。

また、もちむぎ食品センターからの要望書で「町からの補助の要望の内容は」との問いに、「奨励補助金100万円、景観形成補助20万円、駐車場120万円などで、全体で250万円程度になる」とのことでした。

「町長の任期後のことも考え、次期町長にも社長を引き受けてもらうように軌道に乗せてほしい。赤字だからこそ、専任の社長を探すのも重要。そのための投資も必要である」との意見が出ました。

採決において、富田議員から反対討論がありました。「平成20年の決議の実

行がされておらず、今の状況では改善するのは難しい。経営方針がはっきり示されない限り、減額補正には反対である」とのことでした。

次に、議案第74号、共有持分移転登記手続請求事件に関する訴えの提起については、質疑がありませんでした。

付託案件4件について、報告第11号は原案のとおり全員賛成で承認することになりました。議案第66号は全員賛成、67号は賛成多数、74号は全員賛成で原案のとおり可決することになりました。皆様のご賛同を得ますよう、よろしくお願いいたします。

以上、総務文教常任委員会からの補足説明とさせていただきます。

議長 ただいま、総務文教常任委員長からの補足説明が終わりましたが、委員長に対する質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、これで総務文教常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次は、民生常任委員会からの報告でございます。

事務局から朗読いたします。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに委員長から補足説明を求めます。

民生常任委員会より、議案審査の内容を報告いたします。12月10日の本会常任委員会議で、当委員会に付託を受けた議案7件です。

町長、副町長、民生参事、関係課長・課長補佐出席のもと、12月12日水曜日に委員会を開催いたしました。

審査の結果につきましては、議案7件は全員賛成で原案を可決決定をいたしました。

議案第62号、福崎町営住宅整備基準条例の制定については、地域主権改革一括法に基づく条例制定で、今後町営住宅を建設する際の基準を定めたものです。浴室について質疑があり、「住居の基準は第10条で定めている」と答弁がございました。

議案第63号、福崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、地域主権改革一括法に基づく条例改正で、入居者の収入基準等を定めるものです。

変更点は「同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がいる場合」を、「中学校を卒業するまでの者がいる場合」に拡充したと説明がございました。質疑はありませんでした。

議案第65号、福崎町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定については、地域主権改革一括法に基づく条例制定で、布設工事監督者の資格基準、水道技術管理者の資格基準を定めるものです。質疑はありませんでした。

議案第68号、平成24年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、歳入歳出それぞれ73万8,000円を減額し、歳入歳出の総額を20億26万2,000円にするものです。人事異動による人件費の減です。質疑はありませんでした。

議案第69号、平成24年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、歳入歳出それぞれ272万4,000円を減額し、歳入歳出の総額を13億3,407万6,000円とするものです。人事異動による人件費の減です。質疑はありませんでした。

議案第72号、平成24年度福崎町水道事業会計補正予算（第1号）については、収益的収入及び支出の補正予定額は、支出で水道事業費用を46万7,000円減額し、3億4,088万4,000円とするものです。人事異動による人件費の減であります。質疑はありませんでした。

議案第73号、平成24年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第1号）については、収益的収入及び支出の補正予定額は、支出で工業用水道事業費用を16万9,000円減額し、2,143万1,000円とするものです。人事異動による人件費の減であります。質疑はございませんでした。

以上で、民生常任委員会からの報告を終わります。議員皆様方の賛同を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

議長 ただいま、民生常任委員長からの補足説明が終わりましたが、委員長に対する質疑がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議長 ないようでございますので、これで民生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次は、産業建設常任委員会からの報告でございます。

事務局から朗読いたします。

（書記朗読）

議長 朗読が終わりましたので、さらに委員長から補足説明を求めます。

石野産業建設常任委員長 産業建設常任委員会から、付託案件の審査報告を行います。

12月10日の本会議で付託のありました、議案第58号から議案第75号までの8件について、12月13日、第1委員会室で町長、副町長、技監、各関係担当課長出席のもと、産業建設常任委員会を開き、慎重に審査を行いました。

まず、議案第58号、福崎町町道に設ける道路標識の寸法並びに道路附属物として設置する自動車駐車場及び自転車駐車場の標識に関する条例の制定については、地域主権改革一括法の第1次一括法、第2次一括法における道路法の改正によって条例制定しようとするものであります。

議案第59号、福崎町町道の構造の技術的基準に関する条例の制定については、地域主権改革一括法における第1次一括法により、道路法第30条が改正されたことによって条例制定しようとするものであります。

議案第60号、福崎町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造の基準及び特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定については、地域主権改革一括法における第2次一括法により、いわゆるバリアフリー法が改正されたことによるものです。この条例での特定道路に指定されている道路はありませんが、その他の道路の努力義務により条例制定しようとするものであります。

福崎町の都市公園——市川河川公園及び福崎町東部工業団地のイーストパークが該当施設であり、条例制定しようとするものであります。

議案第61号、福崎町都市公園条例の一部を改正する条例については、地域主権改革一括法における第2次一括法により、都市公園法第3条及び第4条が改正されたことによるものです。福崎町の都市公園——市川河川公園及び福崎町東部工業団地のイーストパークが都市公園に該当することです。都市公園施設の設置基準は、都市公園の敷地面積に対する割合を定めるものです。

議案第64号、福崎町下水道条例の一部を改正する条例については、地域主権改革一括法に基づく条例改正で、内容は、公共下水道の構造の基準、終末処理場の維持管理に関する基準を定めるものです。公共下水道排水施設等の構造につい

ては、下水道法施行令を参酌しています。終末処理場の維持管理については、福崎浄化センターの膜処理方式について下水道法施行令に規定がないため、町独自の基準を規定しようとするものです。

以上5件の条例については、25年4月1日から施行しようとするものです。

議案第70号、平成24年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、職員の人件費の減額に伴うもので、既定の歳入歳出の各総額からそれぞれ17万6,000円を減額するものです。また、第2条の債務負担行為の補正は、農業集落排水処理施設保守点検清掃業務を、平成25年度から27年度までの3カ年を、限度額4,980万円とし、長目のコミュニティプラントともに業務委託するためのものです。

議案第71号、平成24年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、職員の異動等による人件費に伴うもので、既定の歳入歳出の各総額に575万5,000円を追加しようとするものであります。

議案第75号、福崎町公共下水道福崎浄化センター（汚泥処理施設）の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定については、機械及び電機設備の増設工事で工事が完了する見込みとなったので、日本下水道事業団と締結した建設工事委託の基本協定に規定の契約金額から、入札減により4,380万円減額し、変更後の金額を2億5,020万円としようとするものであります。

採決の結果、議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第64号、議案第70号、議案第71号及び議案第75号については、それぞれ全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

以上をもって、産業建設常任委員会からの付託案件についての審査報告とします。

議 長 ただいま、産業建設常任委員長からの補足説明が終わりましたが、委員長に対する質疑がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、これで産業建設常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次は、議員定数特別委員会からの報告でございます。

事務局から朗読いたします。

（書記朗読）

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長から補足説明を求めます。

難波議員定数 議員定数特別委員会より、議案審査の内容を報告いたします。

特別委員長 12月10日の本会議で、議員定数特別委員会が設置されました。10日、本会議終了後、議員定数特別委員会が開かれ、委員長に私、難波が、副委員長に富田議員が選出されました。

14日金曜日に、議員定数特別委員会を全議員16名の出席のもと開きました。

当委員会に付託されたのは、議員発議の1件。発議第6号、福崎町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

概要は、福崎町議会の議員の定数を2人減じて14人とするため、条例を改正しようとするものです。審査結果は事務局の朗読のとおり、賛成多数で可決決定をいたしました。

提案者、高井議員に詳細なる説明を求めました。提案説明後、質疑に入りました。答弁者は提出議員の高井議員、釜坂議員、宮内議員の3人といたしました。

質疑は、石野議員、小林議員、東森議員、吉識議員、志水議員の5人でありま

した。

主な質疑は、「議員が減少すれば議会が活性化しないのではないか」。答弁として、「議会のあり方については、議会基本条例で現在、検討を進めている」。

「議会での政策決定、意思決定、存在意義からも、数が多いほうがよいのではないか」。答弁として、「14名で議会を運営した経験がある。支障はなかったと感じている」。

「委員会構成は16名がよい。2名減員になった場合の委員会構成は」。答弁として、「2委員会とし、1委員会を7名で構成する」。

「中央から地方への業務移管が行われている。仕事量がふえる方向であり、人員の確保は必要だ」。答弁として、「議員が相互に切磋琢磨し、自己研さんに励み、資質の向上に努めるべきだ」。

「議員は一般の人である。チェックにはいろんな経験のある人が必要ではないか」。答弁として、「議員に立候補するにはそれ相当の研修もし、考え方も持つておられる。以前に比べてチェックの情報は幾らでもある」。

「過去の経験から、議員が減り、以前に比べ議案に対する質疑が少なくなった」。答弁として、「報酬をもらっている限り、プロ意識を持って職務に当たるべきだ」。

「議員を減らす真のねらいは、議員の資質向上ではないのか。」答弁として、「大きな要因である」。

「委員会で否決され、本会議で賛成となったこともある。減員になればどうなるか心配だ」。答弁として、「議員定数の削減とは別の話である」。

質疑が終わり、討論に入りました。

小林議員より反対討論がありました。「誰でも議員になれるチャンスは保障しておくべきだ。そのためには、議員定数は16名のほうがよい」。賛成討論はございませんでした。

議長、委員長を除く14名で採決を行いました。原案の議員定数を2名減じて14名に賛成の議員は8名でした。賛成多数で原案は可決決定をいたしました。

賛成者は、牛尾議員、志水議員、前川議員、宮内議員、釜坂議員、城谷議員、吉識議員、高井議員です。

以上で、議員定数特別委員会からの報告を終わります。議員の皆様方の賛同を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

議長 ただいま、議員定数特別委員長からの補足説明が終わりましたが、委員長に対する質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、これで議員定数特別委員長報告に対する質疑を終結いたします。

以上をもって、委員長報告及び委員報告に対する質疑を終結いたします。

途中ではありますが、しばらく休憩いたします。

再開は10時50分といたします。

◇

休憩 午前10時31分

再開 午前10時50分

◇

議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第3 討論・採決

- 議 長 次の日程は、討論・採決であります。  
議案番号順に1件ずつ進めてまいります。  
それでは、報告第11号、専決処分の承認を求めることについて、討論がございましたらどうぞ。  
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
報告第11号について、本案に対する総務文教常任委員長報告は、原案のとおり承認するであります。  
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。  
よって、報告第11号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。  
次、議案第58号、福崎町町道に設ける道路標識の寸法並びに道路附属物として設置する自動車駐車場及び自転車駐車場の標識に関する条例の制定について、討論がございましたらどうぞ。  
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第58号について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。  
よって、議案第58号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。  
次、議案第59号、福崎町町道の構造の技術的基準に関する条例の制定について、討論がございましたらどうぞ。  
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第59号について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。  
よって、議案第59号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。  
次、議案第60号、福崎町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造の基準及び特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定について、討論がございましたらどうぞ。  
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第60号について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。

よって、議案第60号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次、議案第61号、福崎町都市公園条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第61号について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第61号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次、議案第62号、福崎町営住宅整備基準条例の制定について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第62号について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第62号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。  
次、議案第63号、福崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第63号について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第63号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。  
次、議案第64号、福崎町下水道条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第64号について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第64号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次、議案第65号、福崎町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第65号について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第65号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第66号、福崎町学童保育園設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第66号について、本案に対する総務文教常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第66号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次、議案第67号、平成24年度福崎町一般会計補正予算(第5号)について、討論がございましたらどうぞ。

9 番 失礼いたします。

平成24年度福崎町一般会計補正予算(第5号)について、反対討論を行います。

まず、本補正予算につきましては、歳入一一款、諸収入、項、貸付金元利収入、目・節のもちむぎ食品センター再建貸付金元金収入の減額600万円について、反対するものです。

この貸付金は、第418回、福崎町一般会計補正予算に上程され、平成20年12月15日可決され、翌日16日に金1億1,592万3,687円が無利息、無担保、無保証で、もちむぎ食品センターに、3年据え置き20回償還で貸し付けされました。第1回償還が本年1月にあり、192万3,687円が返済されています。第2回よりの返済金が600万円、19回となっております。第2回返済金の減額補正であります。

反対理由として3点述べたいと思います。

1. もちむぎ食品センターより返済猶予の要望があり、今回の減額補正となっているが、債権者の町に対して、猶予期間より返済が始まるまでの財源の捻出となる企業戦略、返済財源計画並びに貸付金変更契約が示されておりません。

2. もちむぎ食品センターは、本年5月に事業資金繰りとして短期借入500万円を借り入れ、8月に返済されておられます。借入条件として、代表取締役の個人保証をなされているとの答弁がありました。資金繰りが苦しいもちむぎ食品センターでは、短期借入が必要となってきます。毎度このような人的担保の借入方法が常態化すれば、代表取締役もしくは取締役は、保証能力がある者しか役員に選任できません。今後、取締役選任において、人的確保も難しくなるの

でしょう。返済猶予金よりも資金繰り手当を考えるほうが先ではないでしょうか。

3. 平成20年12月15日に可決された一般会計補正予算には、可決後、私の動議により4事項の決議を提出いたしました。要約して述べますが、

(1) 町長は、もちむぎ食品センターへの貸し付けに際し、経営アドバイザーなど有識者の助言を得ながら、可及的速やかに長期経営戦略を策定させること。

(2) 町長は、もちむぎ食品センターへの再建貸付金の返済計画、長期経営戦略について町民への説明。

(3) 町長は、元専務への長期貸付金と発生リスクについて、もちむぎ食品センターへ回収努力の強い指導と、役員責任を果たしていない小口株主の整理。

(4) 町長は、もちむぎ食品センターに追加の公的資金が発生しないよう、細心の注意を払うこと。

であります。

以上の決議を議員各位の賛同のもとに可決していただきました。この決議は法的拘束力を持ちませんが、議会としての要望であり、報告であり、注意でもあります。真摯に受けとめていただかなければなりません。経営アドバイザー、有識者による長期経営戦略は立てられず、自主的に立てられました。また、もちむぎ食品センターへの情報は、町民へ流すことがほとんどなかったような状態です。元専務への貸付元利金は損失計上され、回収努力が足りませんでした。返済猶予は追加公的資金に類するようなもので、細心の注意を払っておられません。決議に対して不誠実としか思えません。

以上の理由の説明に基づき、もちむぎのあり方を考えるときです。決める政治、決められない政治といわれていますが、現在のもちむぎ食品センターの貸付金を返済猶予すれば、また同じ問題が将来生じてきます。決められない政治の問題先送りとししかいいようがありません。先送りしないで、今回上程されている予算案を否として、福崎町における特産品もち麦の位置づけと、もちむぎ食品センターの抜本的な改革と今後のあり方を分けて議論していこうではありませんか。議会、町当局、もちむぎ食品センター、そして関係者の方々にも取り組んでいただき、知恵を出し合い、汗を流し、将来に向けてのもちむぎを議論していこうではありませんか。

先送りしないで決める政治を目指して、信頼される町議会のために、議員各位のご理解とご賛同を賜りますよう、お願い申し上げます、反対討論といたします。

議 長 次、賛成討論ございませんか。

3 番 議案第67号、一般会計補正予算（第5号）について、原案のとおり可決することに賛成の立場から、討論を行います。

本案の、もちむぎ食品センターからの町への再建貸付金元金収入として、事項別明細書18ページに計上してある返済金600万円の減額の補正が問題視されています。

もちむぎ食品センターは、町、商工会、JAの三者が中心となり、平成2年6月11日に設立し、町内の農業の振興と商業の活性化を目的として運営されてきました。平成7年2月には、もちむぎのやかたをオープンさせ、観光・集客の拠点として役割を担ってきたところであります。

その後、トイレを備えた駐車場をやかたの北の現在の位置に設け、もちむぎのやかたが柳田國男生家、柳田國男・松岡家記念館、三木家住宅等とも連携して、特産品としてもち麦関連の食事、もち麦関連商品の土産物の買い物の施設として機能しています。販売店、インターネットでの町内外への人々への宣伝、販売等

にも取り組みを強めてきたところであります。

不祥事による多額の損金の発覚により、再建の取り組みを議会も同意して推進してきたところあります。経営を安定させるために行った、町のもちむぎ食品センターへの約1億1,600万円の貸付金の返済の1回目は、報告のあった、もちむぎ食品センター23期決算報告の会計処理期間中の24年1月に、約200万円が町の一般会計に入金されました。今回、2回目となる来年1月末の600万円について猶予を行おうとする本補正予算への計上について、ただいま、このことをもって本案に反対するとの討論が行われました。

もちむぎ食品センターの経営改善も進められており、経営状況、損益について見ると、前期である22期は約1,000万円の赤字でありましたが、ことし8月末締め23期は、約480万円の赤字と改善されています。先ほど申し上げました、ことし1月末の町への返済200万円を除けば、実質280万円の赤字であり、22期との比較では約720万円と、大幅に赤字幅が縮小されており、評価されるべきであります。

一層の経営分析と、創意工夫などの経営改善の取り組みを求めつつ、もちむぎ食品センターの経営の安定化が進むことは、農業の振興、商業の活性化という当初の目的とともに、観光、集客の推進の面からも望まれるところあります。

本案の一般会計補正予算での、600万円のもちむぎ食品センターからの貸付金元金収入の減額について、こうした内容を考慮し、議案第67号については、原案どおり可決すべきであります。

以上をもって、賛成討論といたします。議員諸兄のご賛同をよろしくお願いいたします。

議 長 他にございませんか。  
1 2 番 失礼いたします。議案第67号、平成24年度福崎町一般会計補正予算（第5号）について、反対の立場から討論をいたします。

このたびの補正予算におきましては、株式会社もちむぎ食品センター再建貸付金元金収入600万円が、未入金になっているところがございます。

考えますと、第418回定例議会、平成20年の12月5日の冒頭、町長の挨拶の中で、各金融機関との解決の機運が生まれ、一括返済を前提とした話し合いのもと、了承を得た旨のお話があったわけがございます。もちむぎの再建貸付金として、1億1,624万5,000円の補正予算をお願いされ、私たち議員は賛成をしたわけがございます。

当時、町長は「播州福崎特産もちむぎ麵を中心に、今以上の形で株式会社もちむぎ食品センターと他の町内商工業者を含めてともに活性化を図り、福崎町のイメージを高めていくんだ」と、このように考えていますとあって、私たちに頭を下げたわけがございます。3年据え置き、無利子で貸し付けを、私たちは了承したわけがございます。

しかし、4年が経過した現在、その言葉と裏腹に、借りたお金の返済ができない状態が発生し、今後の見通しも不透明のままです。これ以上、町民の血税をつぎ込むことはできません。経営の安定化を図るためには、社長自らが先頭に立ち、新たな経営方針を明確にし、不足分が発生したときには社長以下、役員で補填をしていくんだという強い決意がにじみ出なければ、もちむぎの再建はとうていできないものと、私は考えているものでございます。

1億1,624万5,000円という金額は、私たち町民にとりましては大金であります。どうか当初の計画どおり返済していただきますように求めて、反対討論といたします。

議員の皆さん方には、ご理解いただきまして、ご賛同していただきますことをお願い申し上げまして、反対討論といたします。

以上です。

議 長 賛成討論ございませんか——ないようでございますので、討論を終結し採決を……。ありますか。どうぞ。

8 番 平成24年度福崎町一般会計補正予算（第5号）。貸付金元金収入600万円が返ってこない、この件につきまして反対をしたいと思います。

詳細につきましては、本会議であるとか、きょうの質疑等で大要は述べておりますので、概要のみ申し上げたいと思います。

まず、もちむぎ食品センターの株式会社としての組織がなされていない。こういった状況であれば、いつまでたっても600万円は返ってこない。町長は「一生懸命頑張って黒字にします」と、こういう話でしたが、頑張るだけの精神では、とても黒字にはならない。そこにはやはり戦略、戦術。こういったものがきちっとできなければ、黒字にならないと思います。よくいわれる、プラン・ドゥ・チェック・アクション。そういったことを、きちっと反省を踏まえていただいて、そして経営戦略を立てていただきたいというふうに思います。

先ほども申し上げましたように、「もちむぎ食品センターができて23年。13期から23期までの間に黒字は何期か」ということをお聞きしました。半分以上が赤字なんですね。こういった企業に対して、町は1億1,000余りを利息なしで融資をいたしました。これは自治体としても責任を感じなければいけない問題だというふうに思うわけであります。

しからば、どうするかと。損益分岐点についてもお聞きをいたしました。損益分岐点は1億6,500万円。24期の計画は1億5,300万——どのような状況になるかわかりませんが、今の状況からいけば赤字の計画なんですね。これで果たして黒字になるのか。それに対する経営戦略もない。「5時に置きます」というぐらいのことをお聞きをしたんですが、その5時に置くことによって、どれほど赤字が解消し、黒字になるのかということも明確化されていないという状況であります。それと、町長と副町長が貸し付けの印鑑を双方に押されておるわけであり、町のトップとナンバー2が印鑑を押されたものが、そう簡単にほごにされてよいのか。いうふうに思います。やはり紳士的に、やはり約束は、契約は履行してもらうということが必要ではないかなというふうに思います。こういった観点から、今回の補正予算に反対をいたします。

議員皆さん方のご賛同を賜りますように、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

議 長 ほかにございませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第67号について、本案に対する総務文教常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

議 長 起立多数であります。

よって、議案第67号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第68号、平成24年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第68号について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第68号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次、議案第69号、平成24年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、討論がございましたらどうぞ。  
(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第69号について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第69号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次、議案第70号、平成24年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、討論がございましたらどうぞ。  
(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第70号について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第70号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次、議案第71号、平成24年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、討論がございましたらどうぞ。  
(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第71号について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第71号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次、議案第72号、平成24年度福崎町水道事業会計補正予算(第1号)について、討論がございましたらどうぞ。  
(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第72号について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第72号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第73号、平成24年度福崎町工業用水道事業会計補正予算(第1号)について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第73号について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第73号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第74号、共有持分移転登記手続請求事件に関する訴えの提起について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第74号について、本案に対する総務文教常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第74号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第75号、福崎町公共下水道福崎浄化センター(汚泥処理施設)の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第75号について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第75号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、発議第6号、福崎町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。

1 2 番 修正動議を提出いたします。

議 長 それでは、ただいま修正動議の提出の申し出がありましたので、その動議の写しを配付いたしますので、暫時休憩いたします。

◇

休憩 午前 11 時 23 分

再開 午前 11 時 25 分

◇

議 長 それでは、休憩に続いて、会議を再開いたします。

皆さん、配付漏れはございませんか。

それでは、発議第 6 号に対し、富田議員から、福崎町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の修正を求める動議が提出され、受理をいたしました。

それらはお手元に配付したとおりであります。

それでは、福崎町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の修正を求める動議について、事務局から朗読いたします。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに提出者の説明を求めます。

1 2 番 失礼いたします。

福崎町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例に対する修正案を、別紙のとおり地方自治法第 115 条の 3 及び会議規則 17 条の規定により提出をするものでございます。

それでは、修正案につきましては、本文中、「16 人」を「12 人」に改めるものでございます。

修正理由といたしましては、議員削減効果をより高めるため、現行の 16 人から、4 人を減じて 12 人とするものでございます。

さきに提出された発議第 6 号、福崎町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例については、現行の 16 人から 14 人に改正しようとするものでございます。

近年、当町におきましては厳しい行財政改革に向け動きが活発化しており、職員の定数適正化問題も今後、話し合いを進めていかななくてはなりません。このような中、このたびの議員定数の削減幅は、この意味から考えると、発議第 6 号の修正案は余りにも意味がないものと感じるものでございます。

私の修正案は、定数を 4 名削減することにより、4 年間で報酬が約 4,600 万円、期末手当が 1,600 万円、その他、共済負担金が 2,000 万円で、合わせて 8,200 万円の議会費の削減によりまして、財政健全化に向けた一端を担うものでございます。議員自らが骨太の改革をすることにより、町民の皆さん方にしっかりと評価をしていただけるのではないかと考えているわけでございます。

また、全国的に見ましても、平成の大合併によりまして議員定数は大幅に削減をされているわけございまして、これからは従来の地域代表型から、福崎町全般を見据えた広い視点から物事を考え、討議する議会活動に専念することができると、私は信じているものでございます。

これからは議員が競争することにより、質の高い議会の向上につながっていくのではないかと考えているものでございます。

現行の議員定数 16 名を、4 名削減し、12 名に修正をするものでございます。議員の皆様方にはご理解をいただき、ご賛同していただきますようお願いを申し上げます。修正動議といたします。以上です。

議 長 それでは、これより修正動議に対する質疑に入ります。

富田議員から提出の、議員定数を 12 人とする動議について、ご質疑がござい

ましたらどうぞ。

1 0 番 ただいま、議員定数を16名から12名に修正するという動議が提出されました。

この定数問題については、6月からずっと全員協議会で検討をしてまいりました。今の16名が妥当なのかどうかという検討を重ねてまいりました。私は定数減に賛成の立場で議論させていただいたんですけども、一貫して、定数を見直すということについて反対されてきた議員さんから、こういった修正の動議が提出されたことについて、理由をお尋ねしたいと思います。

なお、理由は提出者、賛成者、両方からお聞きしたいと思っております。

1 2 番 ただいま説明申し上げたとおりでございます。今の2名の減でしたら、またしばらくすると、次の選挙ではまた「2名削減しましょうか」というふうな案が提出されるものと私は思っております。

平成17年でしたか、定数が2名減に――18名から16名に減になり、そしてこのたび、先ほどご質問のありました議員からもありましたように、6月・7月・8月と、この3カ月間にわたりまして議論をしてきました。しかしそれは委員会を設置せず、全員協議会という立場の中から、そのような議論をされてきたわけでございます。そういう中でもって、出席議員12名でした。このような会議に欠席をする――確かに体調が不十分、とっさの都合、いろいろありますけれども、出席をしない議員から、このたびはこの提出があったわけでございます。

ですからやはり、会議には全員が出席して、しっかりと議論を交わし、その中で解答を出す。これが本来の目的ではないかなというふうに思いまして、2名よりも4名の減を選んだわけでございます。

6 番 ただいま、提案者から説明がありましたとおり、骨子は全く同じ意見であります。その中で、12名ということで掲げたのは、少しでも若い人がこの議会に入って、頑張って勉強していただくということで、12名にしますと、今、最初提案説明がありましたとおり、費用が浮いてくるということで、少しは若い人にも――報酬ですね、添付できるじゃないかということで、富田議員の賛成に回っております。

議 長 ほかにございませんか。

1 0 番 今の答弁聞きましたら、提出理由と矛盾したような答弁をいただいたような気がします。

一貫して見直しに反対されてきた議員さんから、今回修正動議が出るということがありました。その理由をお聞きしたいと思っております。

この議員定数について、一遍見直したらどうかと。本当に今の現行が、現行の16名が妥当なのかどうかという議論をしとったときに、一貫して「見直しの必要がない」ということを述べられた議員さんから提出されたということについての疑問を感じます。

1 2 番 私は確かに定数2名減は反対しておりました。当初より「定数削減するならば4名に」という形で、議長のほうにも申し上げております。そういう中におきましても、「4名の削減だったら賛成しますよ」と言っているにもかかわらず、そのときの言葉を覚えていないようですけども――事務局の、記載されているその議事録がありましたら、そのときのことを言ってもらいたいわけなんですけれども。

やはり我々は当初より――私は公明党に所属している関係上、議員定数の削減。これはもともと賛成なんです、正直言います。しかし、このような細かなことをたびたび選挙前に実施しても、結局ね、議論ができない。わざわざ6月から3

カ月間も議論を交わしてやっているにもかかわらず、それに出席せんと、いきなりこのようなことを出しても、なかなか納得がするものではないわけでございます。

したがいまして、そういう意味から、私はこの4名削減を、ぜひとも皆さん方に理解してもらって削減していきたい。このように考えております。

議 長 ほかにございせんか。

1 5 番 では提出議員にお聞きしたいんですけれども、まず、私どもが4年前・8年前には4人というふうに、それからまず4人にあわせて、4人が削らなければ議員の報酬を削って人数をそのままという案も、4年・8年前には出させてもらいました。そういう案も削って、今回なったわけでございますけれども、ちょっとその文の中でもお聞きしたいんですけれども——下から2、4、6……7行目、8行目のとこですわ。「地域代表型から福崎町全般」。もう基本的に、議員というものは、出させていただいた以上は福崎町全体の議員活動であって、今さらこういうふうな文言が出てくること自体がおかしい。選挙に出させていただいた以上、福崎町のために頑張ります。地域ではない。

こんな言い方したら失礼ですけども、福崎町は3町村から合併になっておりますけれども、その3地区から出たから3地区の我田引水型の考え方ではないはずです。私たちは、福崎町議会議員として、町全体の考え方、福崎町全てを、福崎町全体として、この議場において判断させていただいております。決して——例えば、私が旧福崎町出身だから、旧福崎町の有利になることだけを賛成して、田原・八千種のこと賛成しないのか。そうではない。あくまでもバッジをつけた以上、福崎町全体を見るべきが当たり前のことです。それを今さら、地域型というのはおかしい。

それで、もう一つ。休み、休みと言われるけれども——私のことかもしれないけれども、反対に言えば、全議員協議会をするに当たって、全体で、出席のもとでご判断なさるのが当たり前。その当時、判断なすった3回目の全議員協議会は3人休んでおりました。特に、私はこれを提出しましたけれども、心筋梗塞に——2月22日に心筋梗塞、5月の23日に尿道管結石、それで肝臓いわして、それで出させていただいておりましたですね。それで、たまたま病院行く日がその日に当たった。たまたまその日、3人休んどった。だから——こういうのんの提出は12分の1ではあるけれども、全議員協議会ならば、意思統一の場であって意思決定の場ではないということも含んどいていただきたい。ということは、16人が16人そろったときに採決をとるべきであって、16分の3——3人も休んどるときに、全議員協議会で採決すること自体もおかしい。そういうのを踏まえて、これから物事言うてもらわんと。こんな文章ほんまにおかしいでっせ。え。地域代表型から。福崎町議会なるもの、全体を見てバッジをつけとる。そういう意味ではないですか。町会議員に出たのは。それを踏まえて、両方ともちょっと答弁いただきたい。この文章をつくった。

1 2 番 議会は討議する場であって、けんかをする場ではないわけなんですね。要するに、今のこの文章がおかしいというならば、それは見方によっては、いろいろあるろうかと思えます。選挙のたびに地域の方々が一生懸命応援してくださっているんです。確かに、議員そのものは町全体を見据えて、そしていろんな形でその人たちのご意見・ご要望を聞きながら、それを町に反映させていくんだと。そのような基本的な言葉は、考えは同じかもわかりません。しかし、選挙の体制そのものが、地域型になっているような感じがするわけなんです。

例えば、地元の公民館ですか。そういうのをを使って、そして、そこで炊き出し

をしたり、そして地域の方々に集まってもらって、そして、その方々の希望に応えながら、地域のことを考えながらやっているようなところも見えるわけなんです。ですからそれを、やはりこれからは——多分、今後もなかなか消えないと思いますけども、そういう選挙制度そのものが、私は腑に落ちないところもあるわけでございます。

やはり、これからも地域のために、またそこに住んでいる住民のために、しっかりと議論をしていきながらやっていく。これは、例えば14人になっても12人になっても、これはできることなんです。

数年前に香寺町が姫路市と合併いたしました。その中でも、香寺町に16名おった議員が、今では市議員となり、1名ないし2名です。こういうところで、十分に地域のことはいろいろと拾い集めて、姫路市議会で議論をされております。ですから、福崎町におきましても——私はそのような少ない数字は言いませんけれども、やはり同じ改革をするならば、やはり思い切った形で改革をし、そして全員が、今言われましたように出席をし、そしてそこで議論を交わしていくというところに、いろんな形で議員の資質、そして議会の向上が芽生えるんではないかなと、このように考えているものでございます。

議 長 ほかに。  
6 番 賛成者として意見を述べよということで、高井議員からありましたので、私も述べさせていただきます。

今、地域指向型ということでは言われましたけれども、富田さんにしろ、私にしろ、福崎町の——隅々とは言いませんけれども、いろいろなことで回らせていただき、問題解決に努めるよう努力してるもんであります。今、富田さんがいろいろと述べられましたけれども、その内容に賛同し、賛成の議員として掲げたのであります。ですから、私は、文言の中で少しおかしいということは今言われましたけれども、別におかしくないと思います。

議 長 ほかにございませんか。  
4 番 夏の全議員協議会のときには、富田議員は、議員さんおっしゃいますように、「減らすなら12」という発言をしておられたのを覚えてはおります。ただ、富田議員さんは、議会改革を、定数を減らすことだけに限定せず、議員の活動を十分保障するような、議会事務局とか、あるいは待遇の問題とか、それから議会全体の改革の問題——ちょうど今、議会基本条例の策定に向けて検討もしておるところでありますので、議会の権限とか、あるいは活動のあり方とか、町民との関係とか、全体との検討の中で、その一環として考えるべきであって、定数問題だけを検討する、取り出して検討するのが議会改革ではないというふうな、そんな立場だなというふうに思ったわけですね。定数は12という数字はおっしゃってございましたけれども。

そんなふうな状況ですが、今回、この12ということを変更して、これだけを出されたということの意味について、質問をしておきたいと思います。

それから地域の問題も出ておりますけども、なるほど議員は町全体のことを決定いたしますので、町全体のことも考えなければなりません。同時に議員は、現在16名おるわけでありまして、自分の出身の地域——よく目にし、耳に聞くところの、そういう声も反映するというのはごく自然のことではないかと思えます。国会で沖縄の議員が沖縄のことを発言する、北海道の議員が北海道のことを発言する、同じことですよ。

そんな意味では、議員が各地域から出ておって、そういう声を持ち寄せられたときに町全体の声も反映するということになるわけですから、私は地域の声を、こ

とを考えないということにはならないというふうには思うんですよね。ここら辺のところ、言葉の使い方としてどうでしょう。

1 2 番 私は、やはりこのことにつきましては、ただ地域だけというふうにはこだわってないつもりでございます。確かに、地域から推薦され、そして住民さんの投票によってこの場にいるわけでございます、やはりいろんな角度からその意見は収集されているものと考えます。ですからそれは、言葉だけ、ここだけを取り切って議論するということは、ちょっと飛躍しているんじゃないかなという感じがします。そのことについては、それをそういうふうに思っているんならば訂正しなければいけないし、やはり、議員そのものが地元を大事にし、そしてなおかつ地域全般を見ていくというのは、これは常識的な活動でございますので、そのことについては私も同様でございます。

私も、政党を背負ってる関係上、地元の方に訴えても、やはり地元でも候補者がおるという中から、余り理解をしてもらえないというふうなこともあるわけでございます。したがって、私ども、町全体を通しまして、そういう活動をしていながら、お話を進めているわけでございます、やはりそういう中におきましても、いろんな地域の方からご要望とかご意見も聞きながら、それを参考にして自分自身は議員活動しております。ですから、このことにつきましては、やはり地元を大事にするということは、それは共通の認識でございます。

1 5 番 まず、同じような内容なんですけれども、議員というのは分化的意思というのと全体的意思というのを融合させて、それを福崎町全体として考えるべきが福崎町議会議員としての資質やと思っております。

お尋ねします。福永議員から。深く分化的意思、全体的意思をどのように理解し、どのように活動なさっとるのか。お聞きしたい。

6 番 もちろん、差別なく、いろんなと言われれば、全部出ていくと。その中で相談をしながら、よき解決方法を見つけるために努力しているのは、現在の状況であります。

1 5 番 だから、分化的意思とはどういうことか、全体的意思とはどういうことかということをお聞きしとるんで、抽象的な文言を聞いてるわけではない。今、お名前を申し上げたということは、抽象的なお答えをいただいとるわけではないんです。福崎町議会議員として、分化的意思をどのような理解を持ってなさっておられるか。また、全体的意思を持って、どのように活動なさっとるかということをお聞きしたいわけでありまして。

6 番 もちろん、分化的意識をいつも念頭に置きながら、いろいろな会合、そしてその中での意見をはいていく、それを実現の方向に向けていくという心を常に持って行動しているつもりであります。

表現的にはいろいろとあろうかと思えますけれども、私が今述べたのが、私の実態の行動であり、意識であります。

1 5 番 私の発言はちょっと不十分なようで……。意思。意識ではなく意思。意思を言うとのわけで、その辺のほう、お間違いないようにしていただきたいと思えますけど。

議 長 高井議員、もう一回マイク通して。すみません、ちょっと聞こえにくいので。よろしく。

1 5 番 申しわけございません。私の発言がちょっと不十分やったかしらんのですが、意識ではなくて、意思です。分化的意思と全体的意思。意識じゃないんですよ。それをお聞きしとるんです。

6 番 私の耳も悪かったように思います。

常に、意思がなければ自分自身で行動できないと、私自身も思っております。だから、自分の意思、またグループの意思、組織の意思があると思いますので、その中で、全体的に相談・討議しながら、前に進むという意味を持って頑張っております。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

それでは、これより、高井議員ほか2人から提出の、議員定数を14人とする原案及び、富田議員から提出の、議員定数を12人とする修正案について、討論を行います。

討論交互の原則に従いまして、先ほど、富田議員から原案に対する反対の修正動議がありましたので、まず、高井議員ほか2人から提出の、議員定数を14人にする原案について、賛成の方の討論がございましたらどうぞ。

5 番 発議第6号、福崎町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、私は以下3点の理由で、議員定数を16名から14名に削減することに賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、第1点目は、福崎町の人口規模が現在2万弱でございます。議員数が多いのか少ないのか、そういった判断基準でございますが、客観的な算出の手法がございません。そこで参考とすべきは、やはり他の議会の議員の人数であろうかと思っております。県下の、本町を除いた各町の議員数を人口比で算出いたしますと、本町の議員数は2名多いことがわかりました。他の町議会でも、その人口規模に応じた議員数でしっかりと議員活動がされている実績を考えますと、本町でもできないことはないと思えました。

次に、第2点目は、「議員数が少なくなれば、よく住民の意見や要望が把握できず、また議会のチェック機能が低下するおそれがある」との指摘がございますが、私はその心配は全くないと考えております。

ご指摘のように、議会の役割、あるいは議員の使命は、町長の提案する予算や条例等を審議し、最終的な政策を決定する最も基本的な議決権や、それらの事務事業が適正に、また、より効率的に執行されているか否か、住民の立場で監視することも議会議員の重要な権限であろうかと思っております。したがって、議員数が少なれば少ないほうがよいとは思っておりません。議会構成に必要な一定の議員数は堅持すべきだと思います。議会活動を円滑に運営するために必要不可欠であるということ言うまでもありません。もちろん、常に議員の資質の向上等を図るという使命を、我々議員一人一人がしっかりと認識し、議員としての職責を全うし、議会の機能を強化させるという努力は極めて大切であろうかと思っております。

次に、第3点目は、議員数を2名削減すれば、町民の貴重な財源である経費がどれくらい減るのか。

先ほども提案者の説明がありましたが、費用対効果で考えますと、1名の減によって年間約400万円の経費が減ります。2名で約1,200万、経費削減が可能となります。そうしますと、1,200万といえども、使い方次第ではそれ以上の成果が期待できる貴重な財源であるということは、言うまでもないと思っております。

また、ただいま富田議員から提出されました発議第6号の、福崎町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の修正動議についてでございますが、本町の議会改革の一環として、いろいろと取り組んでおります。議員定数の適否について、議員全員による全員協議会で協議をいたしました。その協議の結果、

議員数の削減に反対をし、現行の16名の議員数を現状維持すべきとの決定でございました。その後、今回の議員発議で、議員定数条例の一部を改正する提出がされたものでございます。

また、12月14日の議員定数特別委員会においても、修正動議の提出者から、議員定数を16名から14名に改正する条例改正の討議もなく、採決には否決に応じられました。しかし、その特別委員会では賛成多数でもって、発議第6号の条例改正が、委員会で原案のとおり、議員定数を14名に削減する決定がなされたことを踏まえ、このたびの修正動議が提出されたものと思います。

「議員数を現状維持すべきだ」、あるいは「削減に反対だ」と主張されたにもかかわらず、また修正動議の今の説明についても、12名に削減すべきとの論理には納得ができません。

以上の理由で私は、議員定数を12名に削減する修正動議に反対し、条例改正の原案どおり、議員定数16名から14名に、2名を削減する条例改正に賛成をいたします。

議員各位におかれましては、ご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、賛成討論とさせていただきます。

議 長 次に、高井議員ほか2人から提出の、議員定数を14人にする原案と、富田議員から提出の議員定数を12人にする修正案について、どちらの案にも反対の方、討論がございましたらどうぞ。

3 番 議員定数を削減しようとする議案、発議第6号、福崎町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、及び修正動議の両案に反対する立場から討論を行います。

地方分権が叫ばれ、地方自治体の事務事業は今後も膨らむ傾向にあることは確実です。当町でもその動きは既に始まっています。また一方、格差と貧困の広がり、雇用不安など、住民の生活安定、命と暮らしを守る地方自治体としての役割は、いよいよ重要性を増しています。住民の多様な意見や願い、要望、さらに水害を初めとする防災や道路交通等の面でも、行財政全般においても、福祉、教育、子育て支援、医療、介護、高齢者施策等など、少子高齢化の時代だけに一層安全で暮らしやすいまちづくりへと、議会が町政において、従来にも増してチェック機能と提案の機能を一層充実・発揮させることが昨今、強く求められていると考えるものであります。

住民の負託に応え、議会としての機能を発揮していく保証となる、委員会構成などの現行の議会の議員定数と体制を堅持し、活発な議会活動を目指していくことこそ、住民の代表としての議会に対する住民の要請にこたえる方向であると考ええるものであります。

定数の削減は議会の全体としての機能を縮小、弱める方向に働くことは否めません。よって、議員定数の削減案である、発議第6号及び修正動議両案に反対するものであります。

これをもって反対討論といたします。

議 長 次に、再度、高井議員ほか2人から提出の、議員定数を14人にする原案について賛成の方、討論がございましたらどうぞ。

1 3 番 私は、議員定数を16名から2名減の14名にする条例改正に賛成の立場から討論いたします。

私は、9月の全員協議会にて、議員定数削減について反対の立場におりました。その理由は、議員が少なくなると、町民の皆さんの声が町政に聞こえにくくなるのではないかと。いろんなことを考えた中の反対でありました。

しかしながら、ときが増すごとに、議員削減の声が多く寄せられてきました。世の中の流れ、私を支持してくださる方々や多くの町民の方々の声を聞き、議員定数削減は議会の強化につながり、また、削減はコスト削減だけではなく、議員の質を向上させるということを考え——2名の議員の削減は、議員からしてみれば狭き門となります。しかし、あえて自ら厳しい選択をすることが、今まで以上に町民の皆さんと議員との信頼を深めるきっかけになると確信しております。

よって、議員定数16名から2名減の14名にする条例改正に、議員各位のご賛同を賜りますようお願いしまして、私の賛成討論といたします。

議 長 次、富田議員から提出の、議員定数を12人にする修正案について賛成の方、  
議 討論がございましたらどうぞ。

議 長 ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは次に、高井議員ほか2人から提出の、議員定数を14人にする原案に  
議 ついて賛成の方、討論がございましたらどうぞ。

議 長 ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは次に、高井議員ほか2人から提出の、議員定数を14人にする原案と、  
議 富田議員から提出の、議員定数を12人にする修正案について、どちらの案にも  
議 反対の方、討論がございましたらどうぞ。

4 番 失礼いたします。

既に原案が、提案者並びに賛成者で合計8名の署名がされての提案でありますので、もう審議する以前から、これはもう決定という形の提案であります。したがって、もう深い論議になかなかかなりにくいという部分もあるわけですが、しかし先日の特別委員会でもって採決をされて、過半数で決定をされておりますので、もうここで皆さん方にどうぞと言っても、なかなか難しい問題があると思えます。

本日は、そういう意味からもございますけれども、区長会の皆さん方を初めとして、多くの町民の皆さん方が早朝から傍聴にお越しをくださいまして、そして12時を過ぎておりますのに熱心に傍聴いただきまして、本当にありがとうございます。

我々議会は、区長会の皆さん方のご協力のもとで活動させていただいております。日ごろの議員へのご意見とか叱咤激励、あるいは議会だよりの配布、議会日程表の掲示も各地域でしていただいております。そんな意味から、日ごろのご支援、ご協力に心より感謝を申し上げたいというふうに思えます。

さて、こういう立場から議論をしますと、議会というのは、役割は何だろうか。何のために存在しておるんだろうというふうなことからちょっと振り返ってみたいというふうにいつも思うわけでございます。

地方自治法を見ますと、第94条では、町村にあっては議会はなくともよいのであります。住民総会を開けばよいということになっております。福崎町の場合、1万5,000人を超える有権者が住民総会を開くというふうなことなどは、物理的にも時間的にもなかなか困難でございます。したがって、憲法や地方自治法の基本の例に倣って、議会というものがつくられておるのであります。

町政は、揺りかごから墓場まで、全ての町民の一生の生活に関係をしています。「私は政治は嫌いだ」、「選挙になんか行かない」。そんなふうに言っても、政治から逃れて生活をすることはできません。現在、行政の仕組みは、町長を初めとする執行部が議案をつくり、提案をいたします。それを議会は審議し、決定を

し、町長側はこれを正しく執行する。議会はそれをまた批判・監督をするという、そういう仕組みになっておるのはご承知のとおりでございます。

2万人の町民にかわり、物事を決定するのは議会でございます。人事から予算、あるいは2万人が共同生活をするための規則、すなわち条例。そういうふうなこと、あるいは契約や財産の取得等々、さまざまのことを決定するというふうなことになっておるのであります。さまざまな地域・階層の意見を常に反映をして、それを基礎として責務を果たしていくということは当然であります。

地方分権も含め、町行政の仕事はますます増加をしております。私が初めて出たころには、そこにある条例集も薄いほうの1冊ぐらいでありました。それがそんなに太く、2冊になって大きくなっています。現在では予算も、総予算140億円前後というふうなことになっております。それらの物事に精通をし、そうして決定をしなければならない。さらにまた改良を加えなければならないという、議会の責務という立場から考えますと、この議員定数というのは、少なれば少ないほどよいということにはならないというふうに私は思うのであります。

全国の町村の議員は、町村議長会の発行する「議員必携」という、こういうものを常に全員が持っております。これは我々の議員活動のバイブルであります。ここには定数につきまして、多様な民意を反映するため、一定の議員数が不可欠であることは変わりはないとしております。上限が最近、撤廃をされましたけれども、撤廃前の基準は、人口2,000人から5,000人未満のところは14名。福崎町のように、1万人以上2万人未満のところは、22名というふうになっておるのであります。

「基準等がない」というふうに志水議員はおっしゃいましたけれども、基準があるといえればこれなんです。したがって、それだけのものをもって先ほど来述べました、さまざまな責任を果たしていくということが重要になっていくというふうに思うのであります。

町民の皆さん方の中に、「議員をもっと減らしたらどうか」という声はかなりあることは、私も承知をいたしております。しかし、やはり民主主義という観点から、どうしてもこの点については同意をすることができません。

私どもの活動を常に振り返り、町民の皆さんに信頼をしていただけるような議会、あるいは議員となるよう、常に努力をしなければなりません。なかなか皆さん方の目から見れば不十分かもしれませんが、この任期中にも、議会本会議の模様を3カ所のテレビで生中継をしておること、あるいは、最近インターネットで録画配信をしておりますので、世界中どこからでも、いつでも本会議の模様が見れるという、そんな状況もあって、取り組んでおるところでございます。

また今、議会基本条例も策定の検討を進め、来年6月議会での制定を目指して取り組みを進めております。議会の機能と権限の拡大の問題、拡充の問題、町民の皆さんと議会とをもっと近づける方策。さまざまなことをこの基本条例に盛り込もうとしておるところでございます。そういう立場での検討が必要であろうと思うのであります。

繰り返しますが、各住民、各層、各地域からの日常生活が反映する議会には、一定の数が必要でございます。そんな意味で、私はこの16人というのは、これでももう最低限の数だというふうに思っています。人数が少なれば少ないほどスムーズにある意味ではいくのかもしれませんが、多ければ、いろんな声が出て話が決めにくいということになるのかもしれませんが、しかし、それが民主主義だと思っんですよ。少数の人で物事を決めていくという、そういうふうな方向に進むということは、かつて過ちを犯した、戦争への道に通じるというふうに私は思っ

ています。そういう意味で今の日本の政治全体の流れ、そういうものに非常に今、危惧を持っておるものの1人でございます。

そんな意味から、福崎町議会におきましては、町民に信頼をされる議会づくりを目指して、みんなで頑張ろうではありませんかという立場を訴えまして、私の討論としたいと思います。

区長会の皆さん、どうもご苦労さまでございました。

議 長 次、再度、高井議員ほか2人から提出の、議員定数を14人にする原案について賛成の方、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

それでは、富田議員から……。

再度、高井議員ほか2人から提出の、議員定数を14人にする原案と、富田議員から提出の、議員定数を12人にする修正案について、どちら側にも反対の方、討論はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

それでは、富田議員から提出の、議員定数を12人とする修正案について、採決を行います。

富田議員から提出された、議員定数を12人とする修正案について、賛成の方は起立願います。

(起立少数)

議 長 起立少数であります。

よって、富田議員から提出の、福崎町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の修正を求める動議については否決されました。

次、高井議員ほか2人から提出の、議員定数を14人とする原案について、採決を行います。

発議第6号について、本案に対する議員定数特別委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

議 長 起立多数であります。

よって、発議第6号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました案件で、審査報告のありました案件の討論・採決を終結いたします。

途中ではありますが、しばらく休憩をいたします。

再開は午後1時15分といたします。

◇

休憩 午後0時15分

再開 午後1時15分

◇

議 長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

なお、東森議員及び高井議員から早退届が出ておりますことを報告しておきます。

議 長 次の日程は、閉会中の所管事務調査の申出であります。  
お手元に配付いたしておりますように、各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ所管事務調査の申出が議長宛てに提出されております。それぞれ申出のとおり許可することにご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、閉会中の所管事務調査の申出については、それぞれ申出のとおり許可することに決定いたしました。

#### 日程第5 一般質問

議 長 次の日程は、一般質問であります。  
それでは、日程により、通告番号順に一般質問を受けてまいります。

1 番目の通告者は、難波靖通君であります。

1. 教育委員会の施策について
2. 人事制度について
3. 防災について
4. 自治基本条例について
5. 医療・福祉について

難波議員どうぞ。

難波靖通議員 議席番号8番の難波靖通です。通告順に従い、一般質問をいたします。  
今回の質問は、教育委員会の施策について、人事制度について、防災について、自治基本条例について、医療・福祉。以上5点についてお尋ねをしたいと思います。

まず1点目の、教育委員会の施策についてでございます。

私もスポーツクラブ並びに体育協会を通じて、それぞれ学校施設、社会教育施設を活用させていただいております。そういった中で、施設の不備が目につくようになっております。それぞれの施設についてお尋ねをしないと、このように思います。

まず1点目の、八千種幼稚園の運動場の入り口の扉でございますが、南側運動場寄りの扉が、開閉が困難な状況にあります。特に、おじいさん、おばあさん方が来られたときに、開閉に困っておられるというような状況がございます。これについては、予算のこともございますが、軽微な修理でいけると思うんです。修理をお願いできないかなど、このように思うんですが、答弁をお願いしたいと思います。

学校教育課長 八千種幼稚園運動場側の入り口の扉、ちょっとふぐあいになっておるのが現状でございます。なれた人ではあけられるんですけども、ご指摘のとおり、なれない高齢者の方等が来られれば、開けるのはちょっと――すぐには開かないような状況ではございます。

ここにつきましては、25年度、八千種幼稚園を建設いたします。それにあわせて、あの周辺も、改修といいますか、改造してまいりますので、そのときにあわせて門扉を新しくするような工事をしていきたいと思っております。

難波靖通議員 よろしくお尋ねをしたいと思います。

それと、新しく建設されました、八千種小学校体育館の西の擁壁ですね。これはもう、コンクリの打ちっ放しになっておるんですが、西日が当たると、西日の

反射で野球とかソフトボール、そういったものが非常に見えにくいと。太陽の反射でボールが見えないと。非常に危険だと、こういったことが指摘をされております。

教育長にも「生徒でそこに絵を描くとか、そういったことで活用ができないかな」というようなことも提案をしておりますが、教育委員会で検討をいただいておりますか、お尋ねをしたいと思います。

学校教育課長 議員ご指摘の件でございますけれども、現場を見ますと、体育館西擁壁を背にバックネットがございまして、ソフトボールや野球では、ショート、サードがその擁壁に正対するような形になっております。擁壁の表面もつるつるで白っぽくなってございまして、そこに反射しますと、ショート、サードは球が見にくいというのが現状のようでございます。

これにつきましては、どんな対策が有効かというのを――これからになりますけれども検討をいたしまして、そのあたりの対応をしていきたいと考えております。

難波靖通議員 よろしく検討をお願いしたいと思います。

次に、福崎小学校の西の出入り口の扉なんですが、鍵が壊れております。今、自転車の荷台のゴムひものようなもので縛られて、とめておられるんです。少し、やはり不用心ではないかなと思います。私もバレーをして10時ごろに帰るときに、そのゴムひもでとめておるんですが、やはりきちっとした施錠ができるように改善しておくべきではないかなというように思うんですが、いかがなものでしょうか。

学校教育課長 福崎小学校の西側の門扉につきましては、現在、きちっと閉まらないような状況ではございます。これにつきましては、門扉と体育館の間の通路が――通路というわけではないんですけれども、すき間がございまして、そこから子どもが飛び出してくると。そのときに、西側から車が入ってきて、車と当たるという危険性もございまして、その間に、ちょっと通り抜けができないようなものを――鉄骨のようなものを取りつけました。

これはボランティアで取りつけていただいたんですけれども、その取りつけた金具が、現在のところ門扉を閉めたらちょっと当たりまして、最後まで閉まらないような状況になっております。そういうことから現在はゴムひもで――確かにご指摘のように、とめるような状況でございます。これにつきましても、きちり閉まるような対応を――金属部を削る等しまして、対応していきたいというふうに考えております。

難波靖通議員 それと、福崎小学校の体育館の南の床の窓ですね。アルミのドアがあるんですが、そのドアの施錠が壊れております。外からけたんかボールが当たったんかわかりませんが、中からの施錠ができないと、そのような状況になっております。中にはアルミの格子が入っておりますので、その窓が閉まらなくても、格子で一応、防災上は、防犯上は大丈夫かなと思うんですが、やはりそれも簡単な修理でございまして、直しておくべきではないかなというふうに思うんですが、お願いをしたいと思います。

学校教育課長 福崎小学校の体育館、南面になるんですけれども、ここにつきましては、ちょっと南側の空き地でサッカーボールをけったり、それからソフトボールの練習等もする場合がございます、そのボールがその床窓に当たりまして、床窓自体が変形してるというのが現状でございます。それで、そのひどくなったところにおいては、このクレセント錠がかからないというような状況でございます。これにつきましても、修理について検討を進めていきたいと思っております。

難波靖通議員 今回、東中学校の体育館の天井ですね、これのさびの修理をお願いしようと思  
っておったんですが、既に補正予算で計上されておるようでございますので――  
行くたびに非常に心配をしております、早くメンテをやらないと、やはり長も  
ちしないなど。やはり適正なメンテが大切であろうと、このような思いで提案を  
しようと思っておったんですが、私の提案より前に早くやっていただけたことに  
感謝を申し上げたいと思います。

それと、学校の洋式トイレ。これも順次進められておった――国の特別の補正  
で、補助をいただいてやっておられたと思います。あと何ぼぐらい残っておって、  
どのような計画で取り組みをされておるのか、お尋ねをしたいと思います。

学校教育課長 昨年度、各学校のトイレ、男女1カ所ずつの、洋式便器への改造が終わりました。  
学校――いろいろトイレの改造も進めていきたいんですけども、いろんな  
ところで修繕等が出ておまして、今年度については改造の工事の予定は計上し  
ておりません。今後、財政部局等へ要求をいたしまして、また進めていきたいと  
思います。

難波靖通議員 来年度については予算要求をしたいと、こういうことでございますか。はい。  
よろしくお尋ねをしたいと思います。

それと、新学習指導要領の施行に伴って、新年度から中学校の保健体育で薬の  
使い方に関する授業が始まると、こういうことが新聞記事で記載をされておるん  
ですが、当町においては、そういった薬の使い方の授業について、どのように取  
り組みをされておるのか、お尋ねをしたいと思います。

教 育 長 議員もご存じのように、近年、覚醒剤とか大麻、シンナー、違法ドラッグなど  
の違法薬物使用が青少年にも広がっています。そこで、中学校の保健の授業で、  
教科書で言えば6ページ、授業時間で言えば2時間を使用して、飲酒、喫煙とと  
もに、薬物乱用は個人の体や心にどのような弊害があるか、社会全体にどのよう  
な悪影響をもたらすか等について学ばせ、飲酒・喫煙はもちろん、違法薬物の使  
用や薬物の乱用を防ぎ、個人や人間社会の健康の大切さについて教えています。

また、福崎町はここ数年来、福崎署とも連携をしながら、薬物使用の禁止  
に対して、警察から来ていただいて授業をしたり、そういうような形を取り入れ  
ております。

難波靖通議員 講師は特に、薬剤師さんとかお医者さんとか、そういった専門的な方を招聘さ  
れておるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

教 育 長 現在のところ、保健体育科の教師を中心に授業を進めております。

難波靖通議員 わかりました。地域社会でも、特に祭り等では飲酒をさせないというよ  
うなことも回ってきまして、私も自治会の立場上、そういったことも祭りの際に  
は十分話をしておるんですけども、子どものそういった――アルコールである  
とか薬物。そういったことの禁止については、自治会・地域としてもやはり十分  
対応していく必要があるかというふうに思っています。

続きまして、いじめについてお聞きをしたいと思います。

以前に、いじめについては5件あったということをお聞きをしたように思いま  
すが、現状はどのような状況にございますか。

教 育 長 3小学校で4件、2中学校で3件の報告を受けております。

難波靖通議員 小学校で4件と中学校で3件ということですが、これについての対応は、教育  
委員会なり学校で対応されておるのか、また警察等まで行っておるのか。県への  
報告とか、そういった状況については、どのような状況にありますか。

教 育 長 現在、ありましたいじめの内容は、小学校では、嫌がらせとか、理由なくたた  
くとか、悪口を言う、人格を傷つける手紙。中学校では、部活動での無視とか、

指示の強要、上靴に人格を傷つけるようなメモが入っていたと、こういう状況でございました。

対応は、当事者への指導と、被害を受けた子どもたちの心のケア、そして、このようなことがなぜ起こるのか、なぜ起こらないようにしなければならないかというふうなことを学級、学年、全校で話し合う、そういう場を持ったり、保護者にも一一被害、加害の両方の保護者にも、事実等を相談して、協力を願っている。そういう指導をしております。

また、警察等への連携はどうかということですが、現在のところ、通報等はしておりませんが、今後、警察の力をかりる必要があるような事案が発生した場合には、そういう方向で行きたいと思っております。

また、いじめの件数、内容等につきましては、県の教育委員会へは全て報告をしております。

難波靖通議員 特にメールですね、メール。中学生の場合は、親の携帯電話でメールとか電話をしているというようなことをお聞きしておるんですが、親の携帯電話にもいじめ、そういったものがたくさん入ってくると。それはほとんどが、親は学校や教育委員会には言うてないと。「こんな何ぼでも入ってくるからもう言うてないんや」というようなことも前は言われたんです。そういった、目に見えないそういういじめ。外観上全然わからないというようなものがやはりあるんじゃないかなというふうに思います。

それと、いじめと一一目に見える状況でも、いじめであるのかふざけであるのか遊んでいるのか、その辺のけじめが非常に難しいと思うんですね。子ども同士は、最初はそういった遊びであるとかふざけでやっておるやつが、だんだんとエスカレートして、本人がいじめに感じると。それがどんどんエスカレートして、親や学校や先生が気づかないうちに行為をしていくというような状況が多いようです。

そういった、今いじめとしてカウントされておるのは、どこからそれがいじめとして情報を察知して、カウントされておるのか、お尋ねをしたいと思います。

教 育 長 子どもや保護者、教師からの報告でございます。

難波靖通議員 P T Aや親御さんからはそういった相談はないんでしょうか。

教 育 長 教育委員会への直接のご相談は、電話で1件。直接訪問されてお悩みを話されたのが1件。合計2件。いずれも保護者からでありました。

難波靖通議員 今、学校の中のパトロールであるとか通学中のパトロール。そういった支援団体がございますね。やはりいじめが起きるのは、休憩時間だというふうに言われています。授業中は先生の目が光る。しかし、休憩時間一トイレであるとか、そういったところではそういう目が光らないと。だから仲間同士でいじめるとか、そういったことがあるようですね。したがって、パトロール等についても、トイレであるとか休憩時間であるとか、そういった時間帯を見て、実施をしていただくというようなことを指導してもいいんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがなもんですか。

教 育 長 学校ではいじめがある。そういう疑いを最初から持つのではなくて、子どもたちと一緒に休憩時間を遊んだり、あるいは授業の合間にパトロールに回ったり、そういうふうにながら、校舎内外を巡視しながら、子どもの様子を伺っています。

また、先ほどの議員さんの発言の中にありましたように、地域ヘルパー、スクールヘルパー等の皆さん方のご協力によりまして、より広い目で子どもたちの安心・安全を見守っております。

難波靖通議員 いじめの場合でも、生徒さんが先生や親や、そういった方にやはり相談がしにくいと。相談をしたくないというような場合、24時間のダイヤルで相談が受けられるというような制度もございますね。そういったことに対して、生徒なり親御さんに対して、やはりPRももっとやるべきではないかなと。「先生や親に言えん場合は、ここへ電話1回せえよ」というような指導は——そしたらまあ、簡単に「電話してみようか」と。きょうびの子どもさんですからね。そういうことも、やはり子どもたちに周知をしておくべきではないかなというふうに思います。それについてはどうですか。

教 育 長 いろんな相談窓口があることは、プリントとか学校だよりで保護者に状況を提供しております。また、子どもたちにも、カレンダーに——子ども110番の、こういうカレンダーがございますので、そこには電話番号等も書いてありますので、そういうのを配布して啓発・啓蒙をしっかりしていると、こういうふうに思います。

難波靖通議員 自殺者がかなりふえておるといことですね。いじめもそれに伴ってふえておるとい状況でございますので、きちりとした情報を把握して、適切なる対応を求めておきたいと、このように思います。

次に、2番目の、人事制度について少しお尋ねをしたいと思います。

私も、夜遅く——10時ごろまでバレー等をしておるんですが、この役場の近辺を10時ごろに通っても、まだ電気がついておるといような状況がほとんどであります。そういったことに対して、時間外労働の命令。これはどのような状況で命令をされておるのか、お尋ねをしたいと思います。

総 務 課 長 時間外勤務は、所属長がその時間外勤務が必要と判断した場合に、任命権者にかわって命令をしているものでございます。

難波靖通議員 それは、日常業務であれば大体、職員の皆さん方がやっておるのではないかなというふうに思います。それも、ここはタイムカードがございますので、タイムカードを見て、時間外労働としてやられておるのか、「ここはきょうは2時間やりなさい」、「1時間やりなさい」といような命令に基づいてやっておられるのか。その点についてお尋ねをしたいと思います。

総 務 課 長 所属長の命令によって時間外勤務をさせております。当日の3時までには所属長に申し出ることとなっております。

難波靖通議員 申し入れをして、そしたら許可をした場合、ペーパーで許可証を発行しておるんですか。口頭で終わっておるんですか。

総 務 課 長 台帳がございます。その台帳に基づいて申し出をし、所属長が許可をいたします。

難波靖通議員 申し入れの時間を過ぎた場合は、どのようになっています。

総 務 課 長 それは後ほど修正をいたします。

難波靖通議員 時間外労働についても大変難しい問題でして、私もずっと人事をやっております、そういった管理をやっておったわけではありますが、どうしても能力差というのがありまして、普通でしたら2時間でできるだろうと思っておるやつが、3時間になったり、逆に1時間で終わったりいような場合も少なくないわけですね。そういった取り扱いについても、臨機応変に取り扱っていただいて、サービ残業がないように、きちりとした管理をお願いをしておきたいというふうに思います。

特に行事のある場合——土曜日、日曜日、祭日。そういったときにも職員の皆さん方が多く出られておるとい場合。これも非常に難しいんですが、一般人はボランティアで作業しておる。役場の職員の場合は、これは職務命令がかかって

おるといふようなときもあろうかと思ひます。普通の休日出勤ですね。行事の場合の休日出勤については、どのような取り扱ひをされておられますか。

総務課長 振休という制度がございます。町全体で行っております、夏まつり、秋まつり、歩こう大会、それから辻広場まつり、それから祭り、もち麦関連等、週休日に出させていただくような大きな行事につきましては、週休日の振替制度というものを適用しております。

難波靖通議員 それは事前にやはりきちっとした話をして、今言われたような大きなイベントは休日の振替やということですね。割り増しは一切つかないということでございますか。

総務課長 そのとおりでございます。

難波靖通議員 それと、深夜にわたった場合ですね。深夜の場合については、割り増し等をつけておるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

総務課長 もちろん、給与条例、給与規則に基づきまして、割り増しをしております。平日でいいますと、時間外が100分の25、それから、夜間――10時から午前5時までにつきましては、それに加えまして100分の25ということで、100分の50を割り増ししております。

難波靖通議員 法定どおりの割り増しは支給をしておると、こういうことだと思ふんです。ここは10時回っても、まだ電気がついておりますので、そういった点についてもきちっとした対応を求めておきたいというふうに思ひます。大体10時を回ると管理職はそんなにおられないというような状況ではないかなと思ふんですが、その点についてもお願いをしておきたいと思ひます。

それと、これもほかの議員からもいろいろと質問があるわけでありましたが、女性の管理職の登用については、町としてはどのようなお考えか、お願いをしたいと思います。1名もおられないという状況ですね。どのようなお考えかを、お尋ねをしたいと思います。

総務課長 女性の管理職の登用でございますが、この24年度では、女性管理職1名、ございます。23人中1名がいるという状況でございます。

難波靖通議員 23名中1名ということですか。

欧米では大体3割から4割おられるようですね。日本の場合は大体1割程度だと、こういった統計の数字も出ております。やはり女性の登用ということについても、公平に取り扱っていただくということが必要ではないかなというふうに思ひます。特に、町長は「女性の意見を聞く」というようなことで、女性会というような組織もつくられておるわけでありまして。そういったことを考えると、やはり女性の管理職の登用と。こういったことも積極的に考えていただきたいというふうに思ひます。

それと、人事異動なんです、人事異動については、特に規則を定めて定期的に異動をしておるのかどうか。その人事異動についての考え方をお尋ねしたいと思います。

総務課長 自立(律)のまちづくりを進め、町民の信頼と期待にこたえる町政運営を行うため、適材適所を念頭に置いた人事異動を行っておりますが、規則はございません。

難波靖通議員 今、「適材適所で人事異動を行っておる」ということをお聞きしたんですが、今回、不正行為等があったということで、全員協議会で5件の説明が行われました。これを見ますと、人事異動によるミスといったようなこともやはり考えられるのではないかなというふうに思ひます。異動もありますし、本人の資質にもよる。キャリアや知識や経験、そういったものもいろいろあると思ひます。わかっ

ておるけどなかなか相手に対して言い出せない。折衝能力がないというようなこともあると思うんですね。

そういったことからいけば、やはり今回、人事異動をきちっとしておるならば――それ以外にもあったのかもわかりません。悪いことがあっても、適正に処理をされたということもあったのかもわかりませんが、この不正行為等について見てみますと、やはり、人事異動によるミス、誤り。そういったことも考えられるのではないかとこのように思います。

人をはりつける場合に、本当に適材適所――潜在能力もわかりません。そこへ行ったがためにすばらしい業績を上げると。また、上司がかわったから下の部下が伸びていったとか、いろいろあると思うんですね。そういったことを十分勘案して、来年の人事異動についてはお願いをしておきたいなというふうに思います。

こういった事故が起きますと、やはり町の信用というのは失墜をいたします。それを回復するには、やはり労力と長い時間が必要になるのではないかなと思うわけですね。十分配慮していただいて、人事異動をお願いをしておきたいと、このように思います。

この5件の行為について、町の金額的な損失。これは幾らぐらいになるんですか。

企画財政課長 既に執行済のもの、本年度執行予定の金額で申し上げます。

アケボノ企画訴訟につきましては、賃料相当損害金が155万9,561円支払っております。また、弁護士報酬及び実費でございますが、354万3,040円。あと、測量委託料としまして26万3,550円になりますので、アケボノ企画の合計としましては、536万6,151円の執行でございます。

津染池につきましては、1回目のグラウト工法が、保険金の150万円を除いて112万5,000円でございます。2回目のグラウト工法につきましては、224万7,000円の契約をしてるところでございます。

あと、三光運輸訴訟につきましては、裁判で勝訴しましたので損失はございません。

井戸がれ補償につきましては、1回目の補償工事が49万7,000円の執行となっております。

あと、下水のマンホールの施工不備でございますが、調査費用が189万1,050円。補修費用でございますが、966万円の契約を行っております。これには、納付済である1社分は除いた額となります。この修理費用などにつきましては、今後、業者に費用を請求してまいりますので、全てが町負担となるわけではございません。

現在のところで、不正行為全体で1,230万円程度の執行となっております。

難波靖通議員 責任は余り追及はいたしません、やはり町のトップとして――町長、副町長、十分責任を感じていただいて、今後の行政運営でお願いをしておきたいというふうに思います。

副町長 まさしくそのとおりでありまして、今言われました関係も含めまして、若干、答弁させていただきたいと思っております。

女性の管理職の登用でありますけれども、女性の管理職登用につきまして、女子職員と話し合いを持たせていただいたことがございます。その中におきます分野では、「管理職登用はできるだけ避けてほしい」と。また本年、そういうこともありまして、係長以上にアンケート調査を行いました。その中におきます分野では、「管理職に登用をしていただきたい」というのはゼロ。これは「任命行為において、登用されればやむを得ず受けざるを得ない」と、いわゆるやめるわけ

にいかないというわけで、そういう方が2名。あとはもう全員、管理職になりたくない。こういった回答が出てまいっております。

いずれにいたしましても、女性職員の認識度——そういったものを含めながら、また官職等も特有の分野がありますので、そういった事柄については、これからも意見を聞いてまいりたいというように思っております。

それから、人事異動の適材適所における分野でありますけれども、これは、平常の所属長の——どない言うんでしょうか、職場におけるその判断等もありますし、そういったものが人事担当へ上がってまいります。当然、人事評価等、業績評価も行っているところでありまして、それらに対する対応の部分で能力判断をさせていただいたり、適材適所と。それでまた、同じところばかりにありますと、小さな自治体でありますので全体の部分が掌握できないということもございます。そういう関係を含めまして、できるだけ多くの場所を回っていただくほうが福崎町職員として活躍していただけるのではないかと、一方の考え方もございます。

それから、不正行為等の部分でありますけれども、それぞれの部分で対応のあり方——職員の職務能力等とも言われておるわけでありまして、いわゆる内容等で相手方の了解を取っていながら、文書化していなかったといったような事柄で、裁判等で証明ができなかった、アケボノ企画との訴訟問題等もございませぬ。また、不正行為につきましては、マンホールの高さ調整みたいな形で、業者そのものが悪意をもってその行為をします。いわゆる技術適性とかそういった以前の問題の部分がございます。これは当然、職員がそれらを見抜ける技術力があればいいんですが、表面上はこれらはなかなか見抜けないといったようになっておまして、これらにつきましても、この業者等の行為——悪意をもってする部分については、非常に対応が難しいのではないかと思っております。

しかしながら、こういったような事柄で、専門職しておる分野における技術向上につきましては、上級官庁であるその研修機関でありますとか、また県におけるまちづくり技術センターのお力をかって、それらを町の中に持ち込み、それらの事務能力であるとか技術力の向上等を目指して今、職員にも頑張ってもらっているところであります。

なお、不正行為のありました関係につきましては、当時の担当課長、担当者、監督者からその事情聴取に対する部分では、文書による報告も受けておるところでありまして、それらについて、自らの技術能力が劣っておった部分と、相手方が故意にやった部分については、その現場における部分の指示事項がきちっとやっても、なかなか対応していただけなかったという事柄であります。しかし、全体としての分野については、非常に重い、そういったような責任等も感じているところであります。

難波靖通議員 不正工事の防止策等も掲げられておるわけでありませぬが、なかなか難しいんかなど、このように思います。やはり現場を知らなくて指示、管理監督はできないと思いませんか。したがって、現場を十分に把握できる能力を身につける。それにはやはりそういった、企業で研修を受けるということも大切ではないかなと思えます。そういった、職員の能力向上、キャリア開発。専門性を求める、そして多能工を求める——いろんなパターンがあろうかと思いますが、そういったバランスのよい人材を育てていただいて、不正行為等ができるだけ出ないというようにお願いをしておきたいというふうに思います。

3点目の防災について、お尋ねをいたします。

火災で尊い命が3名亡くなられるというような、大きな火災がございました。

それについてはいろいろと原因があろうかと思うんですが、それに基づくことを教訓にして、住民の皆さん方に特に防災対策をお願いをしておきたいと思うんですが、防災担当の方の答弁を求めたいと思います。

住民生活課長補佐 まず一つですが、消防団、各分団が積極的に夜間警戒を実施し、地域の火災予防の啓発に努めているところでございます。

難波靖通議員 火災報知器等の設備は設置をされておったのかどうか。また、消火器等はどうであったのか。また、コンセントの点検——これも東京消防庁等が実験等もやっておるんですが、コンセントにほこりがたまって導通をして、そして火災になるというようなことも実際に実験でやっておられます。そういったことを考えて、この火災報知器の設置、消火器の設置。コンセントの——長く差し込んでおるコンセントの点検。また夜間の充電はしないとか、可燃物のある場所での充電はしないと。こういったことは、簡単に各家庭においてできるのではないかなというふうに思います。そういったことをやはり住民に周知をしていただく。消防団からやっていただく。自治会からやっていただく。防災教育の中でやっていただくと。そういったことを推奨するのがいいのではないかなと思うんですが、あんまりお金もかからないと。いかがなもんですか。

住民生活課長補佐 消防法の改正によりまして、住宅用火災報知器の設置が義務化されております。設置につきましては、広報やチラシで推進しているところでございます。また、先日の消防団の分団長会議においても、自治会内での設置推進に、消防団もご協力をいただくようお願いをしたところでございます。

それから、火災報知器の設置の状況でございますが、消防署に聞きますと、平成24年度で、福崎町で建物火災が7件発生しております。そのうち、住宅用火災報知器がついていたのが1件で、作動は正常にされておるということがありました。ただ、その周知——火災報知器によってすぐに逃げたのかどうかというような効果については、まだちょっと疑問ということをお聞きしております。

難波靖通議員 備えあれば憂いなしでありまして、そういった、報知器等についても設置をしていただく。住民の安心・安全のためには、個人がやはりやっていただくということが大切ではないかなと思います。

それと、非常時の場合の——特に身体障がい者であるとか、そういった、健常者以外の方の備蓄がやはり求められておるようであります。今回お聞きするのはストーマ装具の備蓄なんですが、これもそれぞれ個々に違うようでありまして、地震とか、火災とか、そういったときに、ストーマを個人がなくなった場合、やはりきちっと備蓄庫で保管しておくというような状況でないと、なかなか——1軒だけの場合であればそうなんですが、地域全体がそういう——大きな震災であった場合、保管しておかないと命にかかわるような状況になるというふうに思います。

そういったことについて、特にどのようなお考えか、お尋ねをしたいと思いません。

民生参事兼健康福祉課長 このストーマにつきましては、先ほど議員がおっしゃったとおり、一人一人サイズが違うということで、現段階におきましては備蓄はいたしておりません。今後、販売店にありますとか、メーカー等へも聞きながら——その人に合うものを備蓄するというのはちょっと困難ですが、販売店等にそういうものがあるかということの確認していきたいと、このように思います。

難波靖通議員 備蓄庫に——ちょっとそしたらそういう、ストーマに限って申し上げますが、ストーマ装具の今受けておられる——これは町のほうから各個人に渡しておるん

ですね。渡しておるんですね。ご存じない。それぞれ渡しておるようですわ。

それで、その個人の分を、例えば10枚とか20枚とか、備蓄——防災倉庫に保管をしておく。各個人が。そして、家が潰れた場合、備蓄庫へ行けばあるから、それを使用する。大体3日か4日すれば救援物資が届くというふうに——これは県の防災センターでお聞きをしたんですが、「大体3日間の食料や生活できるものを準備しておきなさい」と。「3日過ぎますと、救援物資が来ますんで」ということをお聞きしとるんですね。だからそういう——ストーマを個人ごとに——何名おられるかわかりませんが、置いておく。個人が置いておくということですね。そういうことが必要であろうと言われとんです。その点についてお尋ねをしたいと思います。

民生参事兼健康福祉課長 このストーマの分につきましては、現在町から助成という形でやっておる部分があるんですが、先ほど申し上げましたとおり、一人一人サイズが違うということと、粘着部分がございますので、半年ぐらいしかもたないということもございます。そういった関係で、本人さんが持っておられる部分についても、半年以上は持っておられないということと、サイズ等、またメーカー等の日進月歩の部分もありますので、今後の課題かなというふうには考えております。

難波靖通議員 今、何名ぐらいストーマの対象者はおられますか。

民生参事兼健康福祉課長 町内では26名と把握しております。

難波靖通議員 一朝有事の際、ストーマの方については、ストーマのトイレが必要ですね。今、ストーマのトイレは——駅前トイレがストーマ対象のトイレだと思うんですが、それ以外に、そういったストーマ対応のトイレはございますか。

民生参事兼健康福祉課長 ストーマの対応の施設につきましては、町内5カ所ございます。先ほど言われました駅前トイレ、文化センター、図書館、それから保健所、土木の出張所と。この5カ所でございます。

難波靖通議員 これは避難場所にはないということですか。文化センターはあるということですね。図書館と。

それと、ストーマはやはり緊急搬送の協定をしていただいて、緊急物品だということで県から認定をいただいて、そして配送していただくというような協定も必要ではないかと、こういう指摘がございます。その点についてどのようにお考えか、お尋ねをしたいと思います。

民生参事兼健康福祉課長 先ほども申し上げましたとおり、一人一人サイズが違うということもございますので、今後の課題であるというふうには考えております。

難波靖通議員 十分検討をしていただいて、そういった弱者の方が困らないという配慮をお願いをしておきたいというふうに思います。

それと、防災対策の一環として、防災ラジオというのがあるようです。これはFMとかAMのほかに、町の防災行政無線が入るラジオですね。3,000円ぐらいであるようなんですが、やはり夜中であるとか暴風雨であるとかという場合は、防災無線を発信してもなかなか届かない、聞こえないというような状況にございます。さきのときにも、夜中に放送があっても「何か放送があったな」というぐらいなこと、詳細は聞こえないというのが各地域の実情ではないかなと思います。

こういった、防災ラジオというのがあるようですので、これを研究していただいて、町なり、そういったところであっせんをしていただくということが必要ではないかなというふうに思います。その点について、お考えをお聞きしたいと思います。

住民生活課長補佐 現在のところ、防災用ラジオについてのあっせんはしておりません。ただ、防

災行政無線が届かない区域——例えば田口でしたら、個別受信機ということで、36台の設置をしておるところでございます。

先ほど議員さんが言われましたラジオにつきましては、調べますと、東京のほうではその半額を助成するとかというような自治体の動きも見えておりますので、今後の課題とさせていただきますと思います。

難波靖通議員 十分対応を検討していただいて、適切なる対応をお願いしたいと思います。

防災についてはもう1点。交通事故対策なんですけど、大門の信号ですね。あれについてはいろいろと言われるわけなんですけど、あれは歩行者専用の信号だというふうに思うんですが、青で行っておるのに横からびゅっと出てくると。自分が青だから行けるもんやと、こういう認識がやはりどうしても強いんですね。「俺が青で行っとるのに、何で横から車が出てくるんや」と。「危ないやないか」と。そういったことをよく言われます。「あの信号何とかならんのか」ということも言われるんですが、その点について——役場へもいろいろ入っておるかもわかりませんが、町の見解をお願いしたいと思います。

住民生活課長補佐 大門の信号機ですが、設置後9カ月がたった歩行者用押しボタン信号機でございます。青色点灯により交通規制をされております。設置場所が交差点に近く、常に青色が点灯しておることから、県道本線を通行する車両が直進しています。しかしながら、大門村中から出てくる車両用の信号機ではないため、一旦停止後、信号機を確認せずに進行している状態となっております。このことから、出合い頭の事故などにつながるという危険な情報があります。

福崎警察署に相談をしますと、現在の警察庁の信号方針では、設置されている歩行者用信号機は、青色点灯の押しボタン信号で運用されております。押した後、黄色から赤に変わる方式で、現在の大門で使用されている方式で設置されております。そのため、方式の変更は難しいと聞いております。歩行者、自転車による県道横断は、歩行者用信号機の設置で安全性は高いと考えております。当面の間、様子を見ることでお願いしたいと思います。

難波靖通議員 続きまして、自治基本条例について少しお尋ねをしたいと思います。

今回、自治基本条例の検討委員会が設置をされて、数回、自治基本条例についての検討が進められておるわけでありまして、これにつきましては、やはりほかの施策と違って、町長が決定をされて、こういったことをやっていこうということで決められたんではないかなというふうに思います。

この自治基本条例を制定しようということについて、町長の思い等についてお尋ねをしたいと思います。

町長 「住民こそ政治の主人公」という立場を、より徹底させるということで、自立（律）のまちづくりというのをずっと提唱してきているわけでありましてけれども、そうした思いを実行していくためにやはり大事ではないかという思いをお願いをしているところでございます。

難波靖通議員 自治基本条例について少し調べてみますと、やはり主義主張とかそういったところで、いろいろな考え方があるようです。「これは絶対反対だ」というところもございまして、「これは進めるべきだ」という、そういう団体やグループや、主義主張の方々がそれぞれおられるようでもあります。そういった反対に伴って、途中で自治基本条例が頓挫したというようなこともお聞きをしておるんですが、そういったことを考えての、条例制定に向けての動きではないかなと思います。

一つ懸念されておるということで問い合わせがあったわけでありまして、ほかの条例について、自治基本条例以外に、いろいろ投票条例であるとかいろんな条例が制定をされると。それに伴っていろいろ問題が出てくるのではないかなとい

うことが心配をされて、お話もございました。その点について、どのようにお考えかお尋ねをしたいと思います。

企画財政課長 申しわけありません。自治基本条例に関連しての条例制定でございますか——自治基本条例に関連しての条例という意味では、特には考えてはおりません。現在、検討を進めていただいております議会基本条例との整合を図りながら、進めていきたいと考えております。

難波靖通議員 町長の言葉にもありましたように、今、自立（律）のまちづくりということで、参画とか協働ということになると思うんですが、パブリックコメントも実施をするというようなことも記載をされております。これについては、どのような方法でパブリックコメントを行われるのか、お尋ねをしたいと思います。

企画財政課長 パブリックコメントの方法でございますけれども、このまま順調に進みますと、平成25年の2月ごろにパブリックコメントができると考えております。条例の素案が固まった段階で、町ホームページにて募集をかけていく予定でございます。素案を閲覧していただきまして、意見をいただくわけですが、素案の閲覧場所としては役場の1階の情報公開コーナー、企画財政課、文化センター、八千種研修センター、町立図書館などに備えつけまして、募集の期間としましては、2月ごろの三、四週間を予定しております。

そして提出の方法でございますが、直接持参をいただくか、郵送、ファクス、電子メールでも受け付けをできるように検討をしているところでございます。

議長 質問の途中ではありますが、しばらく休憩いたします。  
再開は、2時35分といたします。

◇

休憩 午後2時14分

再開 午後2時35分

◇

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

難波靖通議員 自治基本条例のパブリックコメントの方法について、ちょっと再度。聞き取りにくかったんで再度、お願いを申し上げたいと思います。

企画財政課長 パブリックコメントでございますけれども、順調に策定が進みますと、25年2月ごろに条例素案が固まった段階で、町のホームページ及び広報ふくさきなどを活用しまして、パブリックコメントの募集をしていく予定としております。

素案は、閲覧をしていただいて意見をいただくわけでございますが、閲覧場所として、役場の1階の情報公開コーナー、企画財政課、そして文化センターや八千種研修センター、図書館などに素案を置きまして閲覧をしていただき、意見をいただく形にしております。

募集の期間でございますが、25年2月ごろから三、四週間程度の期間を設けようと思っております。提出の方法につきましては、直接企画財政課に持参をいただくか、郵送、ファクス、電子メールなどの方法で提出をしていただく、そういう仕組みを考えているところでございます。

難波靖通議員 いろいろな考え方があるようでございますので、十分住民の意見を取り入れて、総意に基づく自治基本条例になるように特に求めておきたいと、このように思います。

次に、最後の医療・福祉について、お尋ねをしたいと思います。

特定健康診査についてお聞きをする予定でございましたが、さきの委員会で報告がございました。今回、いろいろ電話等で努力をいただいて、そしてかなりの受診率が上がったと。上がる予定だと。こういったことをお聞けいたしました。

以前から申し上げておりますように、健診を無料化して、受診率の向上を図っておるとい自治体の研修もいたしました。そういったことからいきますと、当町においては、費用は余り高く感じないというようなアンケートも出ておるようでございますが、当町の考えとして、特定健診の無料化についてはどのようなお考えか、お尋ねをしたいと思います。

民生参事兼健康福祉課長 先ほど言われましたように、福崎町でも無料クーポンを出して受診を勧めておるところですが、利用が余り多くないという状況でございます。無料にすることよりも、受診率アップのための対策ということで、全員に受診案内を出しまして、その未受診の方々につきまして、どういう理由でされないかということを確認したいと、このように考えております。

難波靖通議員 健診の重要性を十分住民の皆さん方に周知をいただいて、そして自分の健康に関心を持っていただく。そして健康診断を受けていただくというようなことを進めていただきたいと、このように思います。特に、受けない理由としてどのようなものがあるのか十分調査をいただいて、そしてその理由に対応した対応策を十分をお願いをしておきたいと、このように思います。

当町の場合の医療の受診状況は、医療費においては県下で何番目ぐらいの状況にあるんでしょうか。

民生参事兼健康福祉課長 1人当たりの医療費の関係につきましては、県下で17番目でございます。

難波靖通議員 県下で17番目で、大体医療費は幾らぐらいで、トップと一番低いのと――医療費がわかればお願いをしたいと思います。

民生参事兼健康福祉課長 平成23年度国保の関係の医療費で見ますと、福崎町では33万597円で、17番目でございます。一番高いのは赤穂市の38万2,859円。一番安いところにつきましては、41番目、豊岡市。29万337円という統計数値が出ております。

難波靖通議員 33万で、大体中ほどよりも上位の状況にあると。医療費が高いほうにあるというような状況ですね。

この中で、レセプト等もあるんですが、レセプトを医薬側の職員で点検をする――今、外部へ出していると思うんですが、そういったことを検討いただいて、そしてレセプトの費用を安くするというようなことについて、提案を申し上げたいと思うんですが、いかがですか。

民生参事兼健康福祉課長 レセプトの点検等につきましては、現在、外部に、先ほど言われましたとおり、委託をしております。年間約8万件程度で、2日間で2人役。月4人役で、8万件程度を点検しておるとい状況でございます。

福崎町におきましては、今の段階ではそういう専門的なところに見てもらって、過誤等を見てもらおうという方式を現在のところとしております。

難波靖通議員 決算等のときには、レセプトのそういった料金も出てくるわけですが、大体、レセプトの費用対効果についてはどのように感じておられるか。

民生参事兼健康福祉課長 平成23年度の点検の減点額を見ますと、約160万円が過誤で出てきたということ。それで、委託料につきましては、平成23年度で180万程度の支出となっております。

難波靖通議員 費用対効果でいきますと、20万ほど持ち出しだと、こういうことなのですが、これはやはり内製化――職員等でやろうとすればかなりの専門的な知識も必要かと思うんですが、やった場合、費用対効果はどのようにお考えか。

民生参事兼健康福祉課長 先ほども申し上げましたとおり、月4人役ということになりますと、1人を雇うということよりも、委託して専門的な業者に見てもらおうほうが効率的と考えます。

難波靖通議員 わかりました。

それと、ジェネリック（後発医薬品）の推奨ですが、これも前からずっとお願いをしてくれておるんですが、今、推奨策としてはどのようなことをやってもらえるのかお尋ねをしたいと思います。

民生参事兼健康福祉課長 後発医薬品でありますジェネリックでございますが、保険証の更新時にこのジェネリック医薬品の周知のパンフレットを同封しております。また、転入等で新規加入される方につきましても、ジェネリック医薬品の説明をし、医療機関で相談されるよう案内をしているところでございます。

難波靖通議員 当町の東部工業団地にジェネリックの会社が来ます。そういったこともあって、やはり町としてもジェネリックの推奨をするということも、企業への一助になるのではないかとというようなことも考えるわけですね。そういったことも——個人の健康ということも大切なことでございますが、効果としては余り変わらないというふうにいわれております。そういった点を含めて推奨をお願いしたいと思います。

それと、高額医療の受診者への貸し付けですね。今、高額医療者は何件ぐらい、23年度はおられたんでしょうか。

民生参事兼健康福祉課長 ちょっと件数までは把握してございません。

難波靖通議員 高額医療者から、医療費の支払い等について相談等はなかったですか。

民生参事兼健康福祉課長 高額になった場合——一般の方で医療費が26万7,000円以上になりますと、自己負担が8万100円となります。そういう方につきましては、限度額証という形で交付をいたしまして、それ以上は医療機関に支払わないという形での申請がございます。

難波靖通議員 8万までは個人負担だということですね。それ以上については町ですか、国ですか、県ですか、そちらの支払いになるということですか。

民生参事兼健康福祉課長 現物給付という形で、連合会で支払うこととなります。

難波靖通議員 そうしますと、この8万円に対して「支払いが困難だ」と。「町のほうで何とかお金を貸してもらえないか」、「支払ってくれないか」というような相談はございませんでしたか。

民生参事兼健康福祉課長 現在のところ、そういった相談はございません。

難波靖通議員 なければいいんですが、そういう高額医療で医療費に困ると。「何とか」という、そういうことになれば、やはり貸し付け等の制度も検討をしていただくということも必要ではないかなと思って、提案をさせていただいたわけでありまして。

最後に、予防接種についてお尋ねをしたいと思います。

ポリオの予防接種が、不活化ワクチン接種というふうに変ってきましたね。もう既にこれは9月から実施をされておると思うんですが、当町としても実施をされておられるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

民生参事兼健康福祉課長 不活化ポリオワクチンにつきましては、おっしゃいましたとおり9月以降、個別接種を行っております。また、この11月からは四種混合という形で新たな定期接種として加わり、当町でも接種を始めているところでございます。

難波靖通議員 特に住民の方から——父兄の方なんですが、予防接種について「不安だ」とか、「どうなんですか」というような、心配もやはりあるかと思うんですが、この点については、住民への周知はどのようにされておりますか。

民生参事兼健康福祉課長 周知につきましては、広報紙、回覧文書、また、2カ月児のこんにちは赤ちゃん訪問等での健診の場で周知をしているところでございます。

難波靖通議員 従来はワクチンと今回の不活化ワクチンとは、接種方法が違うようなんですね。どのように違うのか、お尋ねをしたいと思います。

民生参事兼健康福祉課長 生ワクチンの場合は、今まで2回でございましたが、不活化ワクチンの場合は4回ということで、倍の接種に変わりました。

難波靖通議員 前の場合は経口薬でしたんかいね。新しく今回は注射になったんですか。その点はどうなんですか。

民生参事兼健康福祉課長 前の場合は——ちょっとそこまで認識をしております。申しわけございません。

難波靖通議員 新聞等で見ましても、まだ、予防接種をしたがために亡くなったんだというようなことが、きっちりと原因が究明されていないと。今、国のほうではそういった調査をやっているんだというような状況ですね。「予防接種初の疫学調査」と。「突然死と関連検討」というようなことが今、新聞記事で出ておるわけですが、そういったことが十分に究明されなければ、やはり住民の皆さん方は不安だと。こういう気持ちになろうかと思えます。そういったことも十分踏まえていただいて、予防接種をしていただきたいと思います。

それと、ポリオ予防接種以外にも小児用肺炎球菌とかヒブワクチンで、5月から10月で合計8件の死亡者があるというようなことも聞いておるんですが、当町としては、こういった小児用肺炎球菌とかヒブワクチンの接種については進められておるんですか、どうなんですか。

民生参事兼健康福祉課長 ヒブワクチンでありますとか小児用肺炎球菌ワクチンで、同時接種した場合に死亡事故があったという例がございます、その関係につきましては、厚生労働省で一時接種を見合わせて、専門家による評価をいたしました。その結果としまして、直接的な因果関係は認められなかったということで、安全性の上で評価をされたために、23年4月から接種は再開をしておるところでございます。

難波靖通議員 特に子どもさんの場合は、なかなか痛いとかしんどいとか、かゆいとかというようなことが見つかりにくいと思うんですね。親御さんが、ちょっと熱があるなというようなことで子どもさんの健康状態をチェックされるというようなことが多いと思うんです。だから、住民の皆さん方に十分その辺の、危険性であるとか安全性であるとか、そういったことを十分周知をしていただいて、そして安心して予防接種が受けられるように配慮をお願いしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 以上で、難波靖通君の一般質問を終わります。

2番目の通告者は、釜坂道弘君であります。

1. 食育について
2. 防災意識について

以上、釜坂議員どうぞ。

釜坂道弘議員 議席番号10番、釜坂道弘です。通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、1番目の通告ですけれども、食育についてということで、お尋ねをしたいと思います。

この「食育」ということはどういうことかとちょっと調べてみましたら、「食育とは、国民一人一人が、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の取組み」を指して言いますということですね。この福崎町においても、平成17年に食育基本法が施行され、法の趣旨を町に生かすべく、福崎町では平成23年4月に食育推進計画が策定されて取り組みがされております。

さて、この計画の趣旨でありますけれども、ここに——計画書があるんですけ

れども、それを見させていただきますと、「近年……食の安全性に対する不安の高まり、食料自給率の低下に加えて、伝統ある食文化が失われつつあるといった課題があります」ということで、「福崎町でも、家庭はもとより、学校関係、地域、農業生産者など食にかかわる関係機関・団体等がさらに連携を強化して食育を推進し、生涯にわたって健全な心身と豊かな人間性を育む町づくりを目指すため」というふうに記載されております。

そこでお尋ねしたいんですけども、この策定されている計画。食育の推進計画が、果たして住民への浸透はどれほどあるのかということをお尋ねしたいと思います。

民生参事兼健康福祉課長 食育推進計画につきましては、先ほど言われました推進計画に基づきまして、家庭、地域、学校、食育関係団体が連携を図り、町全体で食育の推進に取り組むということを目指しております。

この食育推進計画の住民への周知を図るためには、この概要版——「もう一度見直そう ちいきの食材 むかしの食事 ぎっしり詰まった栄養素」という形の概要版を全戸配布、そして食育関係団体、それから各学校の保護者への周知に取り組んでおるところでございます。また、情報の発信としては、広報、ホームページ、また食育通信を掲載し、食の情報や学校などでの食育の取り組みの紹介などを行っているところでございます。

今年度、食育事業としては、「学童期の運動・食育教室」を開催し、保護者と子どもを対象に、運動と食育と一緒に学ぶ教室を近畿医療福祉大学と連携して取り組んでいるところです。また、朝ご飯を大切にするというような関係で周知をするために「朝ごはんコンテスト」の開催や、夏休みを利用した「キッズ料理教室」、一般住民を対象にした「食育講座」などを現在、開催しておるところでございます。食生活を通して、健康への関心を高める行事を行っております。

また、各保育所・幼稚園・小学校・中学校におきましても食育推進の取り組みを、家庭や地域との連携を図りながら進めているところでございます。

釜坂道弘議員 たくさんの取り組みを今、紹介されたんですけども、11月というのは福崎町においても食育月間と定められておるわけですけども、そしたらこの食育月間の間に具体的な取り組みはどういったものがあつたのか。またそれに対しての成果がどうだったのかということをお尋ねしたいと思います。

民生参事兼健康福祉課長 先ほど言われましたとおり、11月は食育月間として、食育推進運動を展開いたしました。町民の食育への関心や意識を高めていただくための普及啓発を行っております。

今年度の重点目標でございます「早寝・早起き・”朝ごはん”を食べよう！」運動の推進事業としまして、小学校の五、六年生と中学生を対象にいたしました、「朝ごはんコンテスト」を行いました。子どもや保護者が一緒に朝ごはんの大切さを考えるとともに、望ましい食生活について考えるいい機会となりました。作品につきましては、773点も集まりまして、8割の生徒からの応募がございました。優秀作品につきましては、役場玄関のロビーに現在は展示をしておるところでございます。

また、地産地消・食文化伝承の取り組みを推進するため、5団体に出展をしていただきました秋まつりでは、「ふるさと味自慢・ひみつのごちそうコーナー」を実施して、地域の新鮮な食材や特産品を使った料理や、昔懐かしい料理を食べさせていただき、福崎町の食の魅力をPRしたところでございます。

そのほかにも「元気な体をつくろう！食育コンサート」も開催し、小さなころから食に関心を持ち、親子で一緒に楽しく食育を考える機会として実施をいたし

ました。多くの方々に参加をしていただき、食育の関心を高めていただけたと、このように思っております。

釜坂道弘議員 今の取り組みの中で、朝ご飯のレシピ。非常に立派なレシピを考えて応募されています。下でちょっと見させていただきましたが、なかなかあーいったものが――家庭で、お母さんと一緒になって食事を考えるというのは、非常にいい取り組みじゃないかなというふうに思いました。

11月が福崎町では食育月間と定められております関係で、我々の会派では11月の勉強会をこの食育に定めて、食育の勉強をしてまいりました。行き先は新潟県の新発田市ではあったんですけども、ここで新発田市の紹介をしながら、福崎町の取り組みを考えていただきたいというふうに思います。

まず、この新発田市というのは、新潟市に隣接した、面積が532.82平米――福崎町の約12倍弱でしょうか。それから人口が10万3,000人。ですからまあ、福崎町の約5倍少しいということになります。この新発田市というのは、新潟県の北部に位置して、中核都市というふうな位置づけがされております。

この新発田市では、平成20年の12月に、「新発田市食の循環によるまちづくり条例」を制定されております。平成20年にはもう既に条例をつくって取り組みがなされたという年でありまして、その条例の前文の一部をちょっと紹介しましたら、ちょっと特徴がありますので、ちょっと説明、紹介をしております。

いきます。先人たちはその風土に適した作物を育て、家庭や地域に伝わる料理をいただき、残渣――食べ残しですね。残りを大地に還すという、この食の循環ですね、この営みの中から、食べる喜び、恵みへの感謝、自然との調和、命の尊さなど多くを学び、それによって豊かな人間性を育んできました。しかしながら、今日では、生活様式の変化や「食」の分業化等により、「食の循環」の一連の流れが分断されて、「食」の安全性が揺らぎ、四季や作法等と結びついた日本の「食」が薄らいできたということですね。そこで、食生活の乱れによる生活習慣病や食品残渣の大量廃棄等、さまざまな問題が生じてきた。そこで、私たちは、人や環境、社会にとって、真に望ましい「食」を実現するために、かつて当たり前であった「食」の循環ですね。に着目し、市民、事業、事業者あるいは市が一体となったまちづくりが必要であろうということで条例化されております。

こういったことで、昔は食というものと、季節あるいは文化というのが非常に密接な関係がありました。食育を考えるときには、幅が非常に広範囲で、取り組む問題、意識によってかなり変わってくると思うんですね。

今回私が、その食育についての質問は、この中から食と文化の関係をお尋ねしたいというふうに思っております。

食と農業、あるいは食と産業、あるいは食と教育。これについては、あすの宮内議員から質問があります。よろしくお願ひしたいというふうに思います。

向こうに――新発田市に行ってみせていただいたんですけども、いろいろ勉強させていただいたんですけども、こういった本が出ております。これ、新発田市の、いわゆる食育の生活改善推進委員協議会がこれを協力して出しております。視察する皆さん、買ってかえって、福崎町の担当の職員にも1冊差し上げようということで、1冊余分に買うてきて、今、参事の手もとにあるんじゃないかと思うんですけども、これ1冊見ましたらね、ほとんどこの新発田市で食の循環によるまちづくりというのが大体よくわかってきます。

一番の特徴は、私も先ほど申し上げましたように、食といわゆる季節の関係ですね。例えば、福崎町では、春にはこういうもんが山にでけ、畑にできるもの、川でとれる魚――いろいろあると思います。夏、秋、冬と、いろいろ食材が違う

わけですね。ところが、今はスーパー行けば何でも買えるということですね。もう少ししてクリスマスの前になったら、イチゴがたくさんスーパーに出ます。昔かかってないことです。

こういったことから、食と――食材と季節、食と文化。こういったつながりを、何とか取り組んでいただきたいなというふうに思います。これによって食育が進むんじゃないかというふうに考えます。

まず、新発田市では、田んぼでとれるもの、畑でとれるもの。それから野でとれるもの、山でとれるもの、川あるいは海――向こうは海が近いですから、海が入ってきます。それから果実。こういったものが、春、夏、秋、冬と、いろいろ食材が選ばれております。それを使った料理というものが、いわゆる地域からつくられた委員会、協議会でこういったものが進められております。

それから、特に行事ですね。昔は、例えば「節句であつたらこんなもんつくって食べる」とか、それから「秋まつりにはこういうもんをつくる」とかというふうな、いわゆる行事と食の関係。そういったものもたくさん出されております。例えば夏の行事――いろんな行事が出ております。その行事に合わせた料理というのが、かつてはあつたということですね。そういった取り組みがこの福崎町でできないかというふうなことを考えるんですけども、いかがでしょうか。

民生参事兼健康福祉課長 行事食ということで、家庭や地域で継承されてきた日本型食生活や地域の行事食、また伝統食など、食文化が失われつつあることから、福崎町で昔からよく食べられていた料理や地域の食材を生かした料理、家庭でよく食べられた料理など、掘り起こしや料理の伝承を行い、次世代に伝えていく取り組みを推進しているところでございます。

地域力で食育を推進していくために食育サポーターの募集を行いましたところ、17名の方に現在登録をさせていただいております。郷土の料理の収集や聞き取り、また料理のPRなどに取り組んでいただいております。今後の活動としましては、学校や地域での食の伝承のお手伝い等をしていただきまして、子どもたちに福崎町の食文化の豊かさ、すばらしさを伝えていただきたいと考えております。食育のボランティアの輪がさらに広がり、各地域での食生活の改善や豊かな食文化の継承にたずさわっていただける人づくり、地域づくりに取り組んでいけたらと考えております。

幸いにも、昭和55年に農協婦人部によります「きょうどの味 ふくさき」という本がございまして、この本の中には、当然、先ほど言われました、伝えたい行事食ということで、1月から12月までの分が――懐かしい料理が出ております。こういったものも参考にいたしまして、食育サポーターに再編集をお願いしているところでございます。

釜坂道弘議員 農協婦人部では、55年に既にそういったものがあつたということですね。したらそれをもっともっと活用する必要がありますね。その取り組みは今後どういうふうにされますか。

民生参事兼健康福祉課長 先ほど申し上げましたとおり、この当時――昭和55年にできておりますが、それ以後にもいろんな形で新しいもの――当然、もちむぎ麺も入ってまいりますので、そういったものも含めて、この中に盛り込んでいき、もっと新しい形をつくっていきたいと、このように考えております。

釜坂道弘議員 それと、地域との関係はどういうふうに進められますか。

民生参事兼健康福祉課長 地域との関係につきましては、このたび行いました「ひみつのごちそうコーナー」等で地域の方々にはいろいろとお世話になっております。今後、その輪が広がっていくことを期待しております。

釜坂道弘議員 非常に――やはり食育を考える場合は――これ町長も書かれておるんじゃないかなったかと思うんですけども、計画の中に――家庭が一番まあ、いうたら大事ですわね。そやから、家庭でどういうふうに、子どもにそういった食育の重要性を伝えていくかということになりますね。そういったことで、一部、教育とも関係が出て来ようかと思えます。

それから、いろんなアンケートの結果に基づく現状と課題ということも大事になろうと思えます。そやから、どこまで進めるのかということが非常に問題になるんじゃないかというふうに思えます。

新発田市で推進計画がつくられておりますけれども、これを見る限りでは、いわゆる、一つの食――食育を進める中で一つのテーマとして、「食の循環」ですね。循環という一つのテーマを考えて、着目して、それにまちづくりを推進していこうということですね。そういった何か意識――進める中で意識によってかなり進まり方がまた違うんじゃないかというふうに思えますね。

そやから、今回私は特に文化とか、それから伝統行事とかの関係を進められたらいいかなもんかということで質問をさせていただくんですけども、特徴は――そういうふうな特徴づけ。福崎町における、いわゆる食育の計画というのを進めていただけたらなというふうに思えます。

まず基本――この新発田市では、基本的施策が、例えば「産業の発展」、それから――一つですね。二つ目が「健康及び生きがいの増進」、三つ目が「教育及び伝承」、それから四つ目が「環境の保全」、それから五つ目に、観光が入っております。「観光及び交流」。地域がやっぱり一つになってこれを進めないとなかなかね、取り組みが進まないということで、いわゆる、福崎町ではもち麦を使った店舗をずっと募集していて、そういったことをされてますね。そういった、いわゆる福崎町内の、いわゆる食事を出されてるとことの連携、あるいはまた、観光地なんかでこういったものを進めるというふうなことも大事になってこようかと思えます。

こういったことで、食育というのは非常に幅が広くて、何を一つのテーマとしたらいいのかなという、大きな課題にまず当たってきます。福崎町ではこういったことが考えられるのか、お尋ねをしたい。どういう考え方があるかということをお尋ねしたいと思います。

民生参事兼健康福祉課長 一番初めに申し上げましたとおり、この概要版で、「もう一度見直そう ちいきの食材 むかしの食事 ぎっしり詰まった栄養素」いわゆる「も・ち・む・ぎ」という形で推進をしております。その中の、食育指針につきましては、この「も・ち・む・ぎ」を使って、

「も」――もっと食べよう！安全安心な地域の食材

「ち」――ちゃんと守ろう！「早寝・早起き・朝ごはん」

「む」――無理なくとろう！まごは（わ）やさしい

「ぎ」――行儀良く 楽しい食事で健康家族

こういった中で、目標達成に用いる数値を指標として持っておりますので、そういったこと一つ一つを目標に、その目標を達成するために、今後努めていきたいと、このように考えております。

釜坂道弘議員 それから、もう一つは、ここに――この計画にもあるんですけども、ボランティア活動の充実と強化。ここら辺が非常に大事なところに来ようかと思えますね。この本を出されとうとこも、やっぱりそういうボランティアの方――ボランティアに近いような協議会ですね、推進委員を――各地区から選出された人たちが集まって、各地区でいろんな料理をつくるということで進められております。

そういったふうに——こんなことを進めていくと、いろんな叱られる団体もたくさん出てこようと思いますけどね、やっぱりそこら辺のその活動が、今から大事になってくるんじゃないかと思います。

それから、ちょっとこの新発田市で特徴的なのが、よく「地産地消」といわれますけども、地産地消というたら、「その土地でとれたものをその土地で消費する」というような意味合いだと思います。ところが、ここは地産地消と地消地産の違いをはっきりと分けて取り組んでおります。

それは、そのお渡しした本の中にも出てると思います。生産者に対しては「地消地産」ですね。消費する方から見ると「地産地消」ですね、消費するほうから。そやから、生産者に対しては地消地産——いわゆる、堆肥をつくった土づくりで、農薬や化学肥料をできるだけ抑えたものをつくっていただくということですね。それから、消費者には地元の農産物を使って、郷土の食文化や食事のバランスなどを意識した料理をつくるということですね。そこら辺の考え方をきっちり区別して考えられております。ちょっと特徴やろうと思います。

それから、食の循環という——一番最初に言いましたけど、かつて当たり前やったことですね。家で食べ残しができたら畑へ入れたりとかやっていますね。ところがここは、残渣をいわゆる普通のごみと完全に分別して、それから有機資源センターに持って行って堆肥をつくと。それから、必ずそれを大地に戻すというのが一つの特徴です。ここら辺の農業との関係はまた、あすお尋ねがあると思います。

それから、一部教育委員会にも関係してくるんでしょうけども、「新発田っ子プラン」というのがありまして、幼稚園児の年長児ですね、今でいうたら5歳ぐらいの子どもでしょうか。新発田市では1人でご飯が炊けるということですね、幼稚園の年長組になったらね。で、小学校の6年生になったら1人で弁当が——自分の弁当がつくってこれるということです。ですから、月に1回「弁当の日」というのがありまして、自分の弁当は自分で家で作って来ると。中学校3年生になったら、1人で家族の分の食事をつくれるということですね。そういった推進をされております。それができるということですね。

そやからまあ、いろんな取り組みをやったら、子どもたちもそれだけになってくるのかなというふうに感心して帰ってきました。なかなかそれをこの福崎町で、「同じようにせえ」と言われたって、なかなか難しい点があるかと思いますが、意識によってそれだけ変わってくるというふうに思います。

やはり、この食育というたら非常に広範囲ではありますけども、非常に大事な部分でありまして、そこら辺の取り組みが今後どういうふうになされていくのかなというふうに思います。

それから、もう一つ。食の安全に対しての取り組みということが出てきますね。これはまた非常に難しいんですけども、こないだも新聞見てましたら、広告欄に本の広告がありまして、「給食で死ぬ！！」というふうな。これ、何かかなり今話題になってるらしいんですけども、「いじめ、非行、暴力が給食を変えたらなくなった」と。「優秀校になった」と。「長野県の真田町の奇跡」ということで、本が今出てきてます。差し上げましょうか。

あのね、これずっと読みましたら、興味深いところがあるんです。「パンが腐らない」と。給食に出されているパンを持ってかえって、ずっと置いて腐らないというんですね。先生が実施されとんですけども。それから、もちですね、給食に出てくるもち。これ、ほっとってもかたくならない。軟化剤が入るとんですね。そやから、もちっちゅうようなものは、ついた明くる日ぐらいからだんだん

かたくなって、年末についたもちが、正月にはもう包丁でなかなか切れないような状態になります。ところが、給食に出てるパンは腐らない。もちはかたくならない。ほっとってもね。それを実践されとうわけですね。それでその食材を全部変えた。そしたら今まで——これ中学校ですけども、千何人の生徒がおる中学校なんですけども、廊下を単車で走り回るぐらい荒れておった中学校ですね。それが、給食を変えたことと、校庭に花を植えたことでガラッと変わってしまった、今は優秀校になってしまったというんですね。

それだけ食事と教育、あるいはまた、人間生活というんですか、生活。これに非常に影響があるということですね。凶悪な犯罪と非常に関係があるって——共通点があるというんですね。凶悪な犯罪には共通点があると。犯罪者をずっと調べていきよったら、やっぱり食べ物に非常に関係してくるということですね。今もいいましたように、パンが幾らほっとっても腐らないと。防腐剤がたくさん入ってるわけです。そんなものを今、家庭でも学校の給食でも食べてるという状態です。我々がスーパーとか、それからコンビニ——特にコンビニなんかはそういったものがかなり含まれておるようなんですけども、そういったことが、やっぱりいろんなところで影響してくると。そういった興味深い本も出てきております。

そやから、「今すぐ給食の食材変え」というたって、そら無理な点もありましたしょうけども、一度そういった研究をしていただく必要性もあるんじゃないかと思えます。そういったことで、非常に食育というのは大事なところでありまして、今後、福崎町においてもこの取り組みが、推進がうまく進みますように、お願いをしておきたいというふうに思います。

それから、次に防災についてですけども。

防災——先ほど難波議員からも防災についての質問がありまして、防災——全国的には防災と呼ばれておるんですけども、このたびの衆議院選挙においても原発の是非が争点になったり、それから東日本の被災地の復興が争点になったりというふうなことになっております。東日本においてはいまだに頻繁に地震が起きて、テレビを見とつても地震速報がすぐに、頻繁に入ってくるという状態ですね。ただ、この地方においては、地震の今そういった状態ではないですけども、特に最近気がつくのが火災ですね。この近くでは、やはり新聞、あるいはテレビから報道される火災が非常に多いと。先ほど難波議員も、私とこの自治会の火災事故に少し触れていただきましたけれども、皆さんもまだ記憶にそれこそ残ってると思いますけど、9月16日の未明、住宅火災が起きまして、3人の命がなくなったということで、これにはやはり地元にも——地元でもかなりいろいろと課題が残りました。

たくさんの——火災を起こしますと、たくさんの人に迷惑をかけます。特に当日は中学校の運動会でもありました関係で、中学校にも迷惑をかけ、また中学生の父兄の方にもたくさん迷惑をかけました。こういった点はおわびをしたいというふうに思います。また、当日多くの消防団員が消火に協力してくれました。田原——中部支部のほうから120名ほどの団員が、夜中にもかかわらず出動してくれました。町長も朝早くから現場へ駆けつけていただきました。こういった協力に対しては、非常にお礼を申し上げたいと思います。

こういった大きな事故がありますと、どうしても地元の自治会としても、いろんな課題が出てきます。まず、すぐにあったのが、祭りとの関係です。伝統行事との関係。それから、いわゆる消火に当たるための消火栓の点検と、いろんなことが出てきます。当日私も消防団を集めて、「すぐに総点検せえ」ということで、さしました。消防団も自主的に、「そしたら1週間夜警を続けます」ということ

で、1週間夜警をしてくれました。これは自主的にやってくれましたけどね。

ところが、そういったことでいろいろ火災について考えていきますときに、「消火栓のふたが開かなんだんや」と。「消防署から来るまでに、何とか消火栓開けたらんなんと思とったんやけども、消火栓が開かなんだ」という問題が出てきました。開かなんだんちゃうんですね。開け方わからなんだということでありませぬ。結果的には。

この福崎町で消火栓が、種類が何カ所あるか、何種類あるかということですね。私もこれ初めて知りました。この話は、きょう午前中に、後ろに区長さんがおられるときに聞いてもらったら一番よかったんじゃないかと思ひますけども、何カ所ありますか。何種類ありますか、消火栓。

水道課長 町内の消火栓の設置数につきましては、平成23年度末で1,067基であります。種類につきましては、平成15年以前のもの、平成15年に一一車が通行したりするときに鉄ぶたが飛んだり、音がするという苦情がありまして、消防団等と協議をいたしました結果、改良型の消火栓を平成15年から取り入れております。

また、平成20年になりましたら、丸形の消火栓ができて、消防団からの要請を受けまして、丸形の消火栓を設置しております。

したがって、平成15年から平成20年一一19年ですか。の間の消火栓につきましては432基。平成15年以前の旧型につきましては404基。そして最新型の丸形の消火栓につきましては231基という内訳になっております。種類につきましては3種類と認識をしております。

釜坂道弘議員 いやいや3種類じゃないでしょう。福崎町で今設置されてる消火栓の種類は4種類ありますね。私とこの自治会だけでも3種類あるんです。それから、私とこの間にない消火栓の種類があります。そやから4種類あるはずなんですね。

水道課長 大まかな申し方をして申しわけございませんでした。平成15年以前の旧型の消火栓につきましては、同じ格好ではあるんですが、コンクリート製とか、新しい一一新しいというんですか、レジコン製といった製品がありまして、細かく申し上げれば4種類になります。

釜坂道弘議員 いや、それをなぜその地区の代表がわからないんでしょう。私、今回この火事の後で初めて知ったんですけどね。

種類はたくさんあってもよろしいですよ、ただ、消火栓開ける方法が皆違うんですよ。

水道課長 平成15年にも要望を受けたりして消防団等と協議をして改良型を設置した折にも、工具等で実演をして、消防団員等には徹底をしていった次第であります。また、平成20年からの丸形の消火栓につきましても、また新しく開ける一一マンホール型のふたになりますので、これも一一略図というんですか、開け方を絵で示したものをお配りしたりして、周知をお願いをしてきたところでもあります。

釜坂道弘議員 その都度消防団にはお知らせをしたということですけども、なかなか住民まで徹底して届いておりませぬ。私も初めて今回知りました。そういったことで、今回私とこの自治会では、回覧をつくりまして、訓練をしようということで、まず「辻川区内には消火栓のふたが3種類ありますよ」ということを、まずお知らせしました。で、「3種類とも開け方が違いますよ」と。「したがってその講習に出てきてください」ということで、今まででしたら1カ所一一公民館の近くの広場に集めて、皆寄せてしとったんですけども、今回は自分の住まいするところの家の近くの消火栓に集まってくださいと。で、消防団員、役員が手分けして、ずっと分かれて教えに行くと。遠いとこの消火栓はもう覚えなくてよろしいから、

近くの——自分とこの近くの消火栓に集まって、ふたを開けてみてくださいということで、写真をつけてこういうような——辻川ではこの3種類の消火栓がついとんですね。開け方は皆違います。

議員の中には、こないだまでそれこそ分団におられた方がおりますから、わかると思いますけど、消防団抜けてかなり年代がたつ人は、恐らくまあ、テコをくっつと差し込んで、くっつとこぜたら開くと皆さん思われとうと思いますよ。私もそういうふうにしてました。ところが差し込んで、左へ回転ささなあかんやつとかね。前へふたをあけるやつと、スライドせなあかんやつと、もういろいろまざつとるわけですね。これ、何とか統一できませんか。

水道課長 最新型の丸形の消火栓に統一をするということになれば、836基——現在ですか。その取りかえの工事が必要となってまいります。となりますと、多額の費用が発生をしてまいりますし、今のところ困難な状況かと考えております。

釜坂道弘議員 そやからね、何も一時に——来年、25年度でこれ全部せえという意味じゃなしに、最終的には統一できるんだというふうな計画はできませんか。

水道課長 町当局とも相談を持ちかけて検討はしていきたいとは思いますが、なかなか難しい問題と認識しております。

釜坂道弘議員 まああのね——誰か後ろで言うてますけども、本当にね、安全・安心のまちづくりがね、安全でない、安心できない町なんですね、こういうことになりましたら。私も本当にこれ、今回びっくりしたんですね。消火栓のふたぐらいつでも開けるという感覚がありましたから、知ったときに——初めてこれ知ったときには非常に驚きました。もう村中の人集めてこれ説明すんのに大変でした。

そやからね、果たして本当に福崎町の住民が、こんなことをみんなわかられてますかということをお尋ねしたかったんですね。本当にこれ、知ってる方が何人いるかということですね。消防に今関係してる人はわかると思います。こういったことが、何とか年次計画でもよろしいから、「最終的にはこれに統一するんです」とかというふうな計画が立てられないかどうかということですね。

副町長 今、水道課長が申し上げたとおりでありますけれども、今、釜坂議員さんからそういう提案もございました。道路等、舗装の打ちかえとか、そういった事柄でかえられる機会があれば、それぞれにおける分野でまた対応していきたいと思っております。

確かに開けにくい消火栓もあろうかと思いますが、その分につきましては、また区長会の総会等もごございますので、その中におきまして、水道課長から、それらについての対応のあり方とか、開け方とか、そういった事柄について、再度、お伝えをするといったような事柄で伝えていきたいというように思います。

釜坂道弘議員 今、副町長から答弁いただきましたけども、例えばね、道路の工事に伴って消火栓をかえていくとかね、最終的には何年先になるかわかれへんけど、まず統一していくという事の計画を立てていただきたいというように思います。

今も答弁で言われましたけども、「道路の舗装するときにかえていったらええ」と。今回の下水工事でなくなつと消火栓があるんですね。本復旧するとき、もう邪魔くさかったんかどうか知りませんが、アスファルトで埋めてしもとんですね。これ私も聞いてびっくりしたんですわ。「いや、区長ね、消火栓の訓練するいうけど、うちの前に消火栓あったけど、いつの間にかのうなつとんや」と。そやからね、行政もやっぱり防火意識というのは、もうちょっと高めてもらわれないかんし、もちろん住民はこういったことも知るべきでありますし、これ、何回も訓練を繰り返すとかというふうなことは、地元でもできるだけやりたいとは思いますが、そういう根本的なことはね、まずなされてないと、本当に「

安心・安全のまちづくり」と言われたって、なかなか難しい点があります。

水道課長 議員ご指摘の場所につきましては、認識をいたしております。大変ご迷惑をおかけして、申しわけございませんでした。すぐに工事をいたしまして、舗装の下にある消火栓を上へ出すように工事はさせていただきました。

地元の住民さんともども、当然、私どもにおきましても、そこらの点を重点的にまた今後、注意をしていきたいと思っております。

釜坂道弘議員 今、最初、先ほど難波議員からも——もちろん火災を出さないための、いろいろ個々の意識というのも高めていかないかんのです。この「住宅用の火災報知器設置はお済みですか。」これね、私とこだけ余分に回数回しとんですわ、火事の後ね。これちょうど姫路の消防局のほうから、秋の火災予防運動のチラシが入ったときに、「もううちはこんなんだけではあかんねや」と、「もっと何か住民にアピールするようなチラシを探してくれ」という——これ以前に回した、去年回したもんです。ことしまたもう一度、辻川だけ回させていただきます。

そういったことで、やっぱり大きな事故があって初めていろんな課題が出てきて、今回本当にびっくりしたようなことで、私の手元には、辻川区の区内の消火栓の箇所、全てこの地図に納めております。56カ所。そのうち、今、課長が言われました平成17年までのものと、それからその後の分と、ずっと以前の分と、何カ所ずつあるかというのを全部示してつくりましたけども、もうちょっと意識というんですか、これを持っていただきたいというように思います。

やはり、安心・安全のまちづくりを目指していこうとするならば、やはりそこら辺の意識を持っていただいて、それと同時に、消火栓がこれだけ種類があるということは、各区長さんにもお知らせしてください。このたびね。これを機会にね。私ですらわからないことが、こういったことがありますから、必ずお知らせをしてください。

それをお願いしまして、今回の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 以上で、釜坂道弘君の一般質問を終わります。

本会議3日目の日程を全て終了することとします。

あすは一般質問3番目の通告者、牛尾雅一君からお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

本日はこれにて散会することにいたします。大変お疲れさまでございました。

散会 午後3時44分